第5回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 16 年 7 月 24 日(土) 13:30 ~ 17:30 場所 西宮市民会館 黒田 定刻の少し前でございますが、全員おそろいのようですので、ただいまから第5回武庫川流域委員会を開催させていただきます。本日の司会を担当させていただきます事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

本日は、22名の委員の方にご出席をいただいております。

なお、池淵委員、畑委員、武田委員は、所用のため、欠席でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。名簿と配席図以外は事前に送付させていただいていましたが、事前送付分も含めて、確認をさせていただきたいと思います。各席に3枚もののクリップどめの分があると思いますが、配付資料一覧と委員名簿・出席者名簿・- 裏表の分と座席表でございます。事前に配付させていただいておりました資料として、次第、それから資料1としまして、第3回運営委員会の協議状況、裏表の分でございます。それの参考資料として、運営委員会での詳細検討項目ということで、広報、住民意見聴取の具体化についての案という1枚ものがございます。資料2・1は、各委員さんからいただきました意見等を取りまとめたものですが、項目の体系図で1枚ものでございます。それから、意見の要旨一覧、資料2・2でございますが、これが1ページから14ページ、資料2・3が、各委員からの意見書ということで、意見書の原本が全部で72ページのものがございます。それから、資料3・1、A4の横長のものと、資料3・2、さらに資料3・3の検討項目のスケジュール表、その後ろに資料3・4を4枚ワンセットでホッチキスどめしております。資料4は、県民の皆様からの意見書ということで、5枚ものでホッチキスどめしているものでございます。

以上ですが、よろしいでしょうか - -。

足らないもの等ございましたら、言っていただきましたら、配付させていただきます。 それでは、次第の2番目の議事に移らせていただきたいと思います。議事については、 松本委員長に進めていただきます。松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 皆様、お暑い中ご苦労さまでございます。第5回の武庫川流域委員会の議事に入らせていただきます。

本日の議題は、お手元の次第にございますように、武庫川の現状と課題についての各委員のご意見を伺うということが第1点であります。第2点は、今後の流域委員会の議論の進め方についてであります。第3点、その他であります。

それに先立って、前回、6月28日の第4回流域委員会の後、7月5日に第3回の運営委

員会を開催させていただきました。この運営委員会で、本日の議題並びに今後の進め方について、どのような形で流域委員会で議論をするかという段取りを一応まとめて、本日の議題になったわけであります。その運営委員会の協議の概要について、まず最初に私の方からご報告をさせていただきます。資料1の協議状況を参考に、お聞きいただきたいと思います。

この運営委員会では、大きく分けて、1つは、本日の流域委員会の議題をどうするかということ、もう1つは、その他になっておりますが、裏面、この委員会の広報並びに住民意見をどのように聞き取っていくかという方法についての具体化等であります。

まず、議題に関しましては、1つは、武庫川の現状と課題を上げることを決めました。 第4回流域委員会では、県の河川管理者から、県としてどのように武庫川の現状と課題に ついて認識しているかという話をスライドを交えて聞かせていただきました。これを踏ま えて、各委員がそれぞれ認識している武庫川に対する課題を本日はご披露いただく。あわ せて、第3回の現地視察の際の感想もご披露いただくということにしました。このことに よって、河川管理者の認識と武庫川流域委員会の委員の認識というものをあわせて頭に入 れて、これからの議論を進めるということになろうかと思います。

その際に、何分 25 人の委員がいますので、時間の制約がございます。したがって、その 辺をかいつまんでお話をしていただく。並びに、中身を皆さん方に周知していただくため に、事前に文書で意見、あるいは前回の県の説明に対する質問とか補足資料、データの請求等をしていただくことにしました。本日の分厚い資料集の中の各委員からいただきました意見書並びに資料、データの請求文書に基づいて、それを項目別に分類して整理をさせていただきました。

この議題に関しましては、本日、各委員から出された意見について、総括的な議論をするというわけにはまいらないということで、各委員が総括的な意見を披露するにとどめて、今後テーマごとに議論していく際に、その議論を行っていくということにしたわけでありますが、意見としては、県の河川管理者が説明した問題について、委員の側から補足、補強して、それを今後テーブルにのせていくんだというとらえ方でいいのではないか。同時に、各委員の認識とか考え方が決して一致しているわけではないと思いますが、今の時点で、各委員の認識を一致させる必要はないのではないかという意見もありました。前回は県の考え方を聞いた。そして、今回は委員の考え方を出す。それによって、これからの議論を円滑に進めていく。それでいいのではないかという補強の意見でありました。

2つ目の議題、今後の進め方についてであります。

今後の進め方については、きょう、前段の議題で、各委員からお示しいただく考え方を踏まえて、今後の進め方について協議をする。その際、河川管理者としてこの委員会をこのように展開していったらどうかという、委員会の設置者として考えていることを一応聞いておこうということで、本日は、河川管理者から、このような形で進めていただいたらどうかという提案をいただきます。そのことと、前回の流域委員会で、田村委員、中川委員からご提案がありました今後の進め方についてということもあわせて、今後どうしていったらいいかということを本日は協議したい。こういう段取りであります。

主な意見は下記に列挙してあるとおりでありますが、これからの進め方については、最終的には武庫川の川づくりの基本方針と整備計画をつくるということが目標であります。そのプロセスで、河川管理者が考えていることと、25人の委員それぞれが考えていることをお互いに議論していくわけですから、そうしたさまざまな議論が交差するような場をつくっていかねばならないというふうな意見がありました。あるいは、ダムがある場合とない場合に分けて議論したらどうかというようなご意見もありました。具体的には、本日とにかく県の考え方を聞いた上で、各委員がそれに対してどのように考えるかということをまって、次回以降の展開の仕方を決めていくということになっております。

ただ、私たちの委員会は、諮問された段階で、基本的には2年間で結論を出してほしいという要請を受けております。2年間でできるかどうかは、やってみなければわからないということでありますが、一応2年間で議論ができるような全体のフロー、大きな枠組みを検討して、それに沿って議論を展開していかねばならないのではないかというふうな意見も出ました。このあたりは、きょうの議論の結果、あるいは議論の中でまとめていく課題であります。

2ページ目、2のその他のところの1つ目は、広報、住民意見聴取の具体化であります。 前回の流域委員会でも発表させていただきましたが、第1回武庫川リバーミーティングを いつどのように開催するか、どのように段取りをつけるかということを議論しました。そ の結論としては、とにかく第1回はできるだけ早く開こうということで、9月4日、土曜 日に、収容人員 100人程度の会場を想定して開催したいということを本日の流域委員会に 提案して、今後の日程として協議するということが1つであります。

それから、ニュースレターとかリーフレットの作成に関しましては、編集やチェックを 行う担当委員を流域委員の中から選任する。本日の流域委員会において、流域委員の皆さ ん方から広報担当委員を自薦、他薦で出していただいて、運営委員会で選任をしていきたいということであります。

3つ目は、リバーミーティングの開催等、住民意見聴取の企画や調整等を担当する担当委員も流域委員の中から選任していかねばなりませんが、当面は、現在の運営委員会の委員が兼ねてやってみよう、その中で改めて運営の仕方を考えていこうということで、この担当委員の選任については、考え方を議論したのみで、当面は選任を見送るということで、提案をさせていただいております。

この議論の過程で出てきた主な意見は、その下に書いてあるとおりでありますが、結論的に言えば、広報体制を強化する。ただ、流域の各市の行政にも広報紙等で協力していただく必要があるだろう。この委員会にもオブザーバーとして出席していただいておりますので、ぜひ協力を求める。ただ、そうはいっても、それぞれ市の事情があったり、広報の締め切りのタイミングがあったりということで、なかなか難しい面があるのではないかということで、判断については、議論が交差したままであります。いずれにしても、各流域の自治体の皆さん方にもご協力をお願いをしたいということを改めて申し上げておきたいと思います。あとは、省略させていただきます。

2つ目の大きな議題としては、委員の皆さん、あるいは住民の皆さんから出ている意見書をどう取り扱うかについての件であります。委員の皆さん方から出た意見書並びに資料請求等については、項目の一覧表を分類、作成するということで、本日お手元に配付させていただいております。そして、傍聴者の皆さん方へのお願いというチラシが前回までありましたが、そうした細々したお願いの文書は削除するということで、すっきりとさせることも決めました。流域委員会の場で、傍聴者の発言、あるいは発言された内容をどのように扱っていくかということは、全体的な時間の配分等で難しい問題であります。きょうの厚い議事録の後ろの方にも、意見書あるいは提言、提案という形で、幾つかのご意見をいただいております。この件に関しましては、いろんな意見が運営委員会でも出ましたが、当面実際の議事の運営、あるいは進行の状況から、流域委員会の中でかなりの時間を割いて、傍聴者との意見のやりとりを行うことは物理的には困難だろう。むしろ、やらねばならない委員間の議論を優先させるべきではないかということが1点です。それから、傍聴者あるいは委員以外の流域の住民の皆さん方との意見の交換、あるいは意見を十分伺う機会というのは、リバーミーティングを含めて、別途企画して、そこでじっくり話を伺って、意見交換をするというのがより効率的ではないかということになりました。

もう1つは、これまでこの委員会は、どのように運営するかという段階の議論が中心で、本題にまだ入っていないわけであります。最終的に、当委員会が武庫川の川づくりに対しての一定の方向性、結論を出す段階では、十二分な時間をとっているんな意見を伺い、それについても議論をしていく機会は当然とらねばならない。しかし、そのプロセスでは、基本的に流域委員会として議論をしていく。それに対して適宜さまざまな形でお寄せいただく住民の皆さん方のご意見は、出てきたものは、全委員が承知した形で議論を展開しておりますので、各委員の皆さん方から出ている意見と重なっている部分が随分たくさんございます。そういう形で委員会の議論には反映されているというふうにご理解を願いたいと思っております。また、傍聴者の皆さん方からの発言、あるいは意見書、提案書等でいただいたご意見については、逐一運営委員会で取り扱いを協議して報告するという扱いになっておりますので、その点もご了解いただきたいと思います。

そういうことで、この日、すべて結論を出すには至りませんでしたけれども、参考資料として、今後の広報、住民意見の聴取、その他については、こういうふうな具体的な中身を詰めていかねばならないという課題は整理しておりまして、このあたりは、7月27日、この委員会の直後に開く第4回運営委員会で詰めていくという段取りになっております。以上、少し長くなりましたが、ご報告を終わらせていただきます。

運営委員会の報告の概要に関しまして、委員の皆さん方からご意見等ございましたら、 お聞きしたいと思います。

田村委員 第3回の運営委員会は、私、都合で欠席したんですけれども、その中で、きょうの議論の進め方にも影響するんでしょうけれども、今後の進め方ということで、どういう枠組みで進めていくのか、どういう方法で進めていくのかということで、以前に私の方で、一定のフローを提案させてもらいました。それで、第3回でどういう資料が出たのかわからないんですけれども、奥西委員の意見書の中にもありましたように、きょう、後ろの方に、河川管理者さんの方から一つの進め方の提案がありますよね。私は、できれば、そういう提案が今の段階で出るというよりも、武庫川の現状と課題ということに関して、委員の方が今いろんな視点で意見を出しているわけですので、そういうことを踏まえて、私が提案したことも含めて、どういう枠組みで、どういう進め方をするのかというのを十分議論する。その中で、それを取りまとめればこういうことになるんじゃないでしょうかという委員の総意として、事務局の方で一度フローをつくってくださいというような進め方であれば了解できるんですが、今の段階で、フローが2種類出ていて、ちょっと違和感

があります。

今後の進め方の 2 河川管理者案の提示を受けたうえで、前回提案のあった私の意見も含めて、今後の進め方について協議する。この辺の言い方が、私の思っている理解とちょっと異なっているんですが、その辺、もう少し詳しくご説明いただけませんでしょうか。

松本委員長 その辺、少し省略して申しわけございません。今、田村委員からご指摘のあった件ですが、きょうの資料に入っている県の河川管理者としての進め方・・資料3・1並びに3・2、3・3になりますが・・に関しましては、当委員会の事務局としてこういうふうにやっていきたいという話ではなくて、武庫川流域委員会を設置した県、河川管理者として、このように考えているということの中身は、当然設置した段階からお持ちなので、それは聞いておいてもいいのではないか。そのことと、当委員会の委員の皆さん方の進め方に対する考え方をこの委員会でクロスさせて、県の河川管理者の出した進め方について、必ずしも修正していくという形に限らないわけですが、これを修正する形でやってもよいし、あるいは違う形で構築することもある。その辺は、そういう議論を経た上で、改めて委員会として、こういうふうな進め方をしていこうという案をまとめていくという段取りをしていく。そういう前提で、県の河川管理者が考えていることは、一応聞いても差し支えないし、聞いておいた方がいいのではないかということになったわけであります。

田村委員 何か先走るようなんですが、今回の第5回流域委員会の資料2-1は、現状と課題を事務局さんの方で分類されて、要旨一覧という形になっていますけれども、一番前の大分類といいますか、今回の委員会で何を検討して、どういう範囲で何を調査をして、どういう方向でやっていくのか、そういうものに対する各委員の提案が一番最初にないと、パーツ、パーツの中の貴重なご意見は当然あるんですけれども、それを分類しただけでは意味がなくて、一番最初に大事なところを議論しないと、何か骨抜きみたいな感じがしてしようがないんです。

松本委員長 資料 2 の整理は、 7 月 5 日の運営委員会の後、各委員の皆さん方に文書での提出を求めて、膨大な資料が集まりました。これをどのように本日の委員会に提出、説明するかということを相談を受けた中で、私と事務局とで協議した結果、各委員さんの意見書、あるいは質問のデータ、資料請求の文書をこのまま委員会に提示しても、どう取り扱うか、議論のしようがないだろうということで、各委員の出された意見書はそのまま出していただくにしても、出されている中身を整理して、分野とか課題、テーマごとに分類しておいた方が、どういうふうなものが出ているのか、あるいはどんな重なりがあるのか

という部分がわかりやすいのではないかということで、便宜的な資料として、このような 資料をまとめてもらったわけです。

資料 2 - 1 は、さらに全体の構成がわかるように、私の方から、1枚つけてもらうように直前になってから要請したんです。資料 2 - 2 という何ページかにわたるものが、分類した分であります。お1人の委員さんからの文章を分解して、それぞれパーツ、パーツで、こんなんがありますよという形で、テーマ別に見れるようにした分ですが、これは、いわば参考資料として提示したというふうにお受けとめいただければいいかと思います。

わかりやすい形で整理したので、このことと、全体の枠組みをこういう枠組みで議論するんだとかいうこととは全く切り離して、お受け取りを願いたいのであります。

田村委員、それでよろしいですか。

田村委員 私ばかりしゃべってもあれですので、ほかの委員の方々のご意見を聞いていただきたいと思います。

岡田委員 先ほどから田村委員が言っておられることは、前に出されました武庫川水系河川整備基本方針及び河川整備計画策定の流れの案の中に、0番から1番、2番、3番というふうにまとめられている0番、いわゆる前提条件の検討とか設定とかいうことをまだ十分に詰められていない段階で、既に現況把握、調査分析という各項の方に入ってしまっているということについて、田村委員がちょっとご不満があるのではないかと思います。

私は、準備会議のときから準備会議委員として参加しておりますが、今の流域委員会の目的とか運営方法とか、流域委員会のあり方というようなものについては、準備会議の中では、細かいことは流域委員会になってからやりましょうということになって、その流域委員会が既に3回も4回も開かれているのに、いまだにそこら辺がすっきりしておらないということではないかと、私は考えております。

松本委員長 今問題にされている資料は、どの資料のことなんですか。

岡田委員 この前の第4回流域委員会の資料の中に、田村委員の資料がございまして、その中に、マトリックスのフローを手元に置き、それぞれの議論が云々とありまして、A3の長い表を提出されました。それについて、A-0の前提条件というのが書いてありまして、そこに6項目ほど、B-0とかC-0とかいろんな前提条件が書いてあります。いわゆる流域委員会の目的というか、あり方というか、そういうことを田村委員は第1に書いておられまして、そういうことについて、私の個人的な考えでは、もうちょっと詰めて話をするべきであったし、準備会議の段階では、そういうことは流域委員会で委員が決ま

ってから話し合えばいい、そこで方向性をはっきり決めましょうというような形で、準備会議は終わったように思っているんです。それで、流域委員会の当初からこういうことは話をすべきであると思っておりました。全然話をされてこなかったということでもないんですが、まだ十分に詰められていないというふうに私は思っておりますし、田村委員も、多分そういうふうに思っておられるんじゃないかと思うんです。それが私の考えです。そうでなければ、また田村委員の方からご説明願えればと思います。

田村委員 今回の資料の各委員からの意見書ということで、18 ページに奥西委員から、委員会審議のフローについてという文書がございます。その下の方に、河川管理者さん側からいろんなフローが出てくるということに対して、流域委員から出された審議フロー案をあくまで正式提案として取り扱って、審議していくべきだというコメントがございますが、この一言に尽きると思うんです。でないと、例えば、現状と課題について、いろんな意見を出してください、いろいろ出しますということで、それが、どこのどういうところにはめ込まれるのか、あるいはそれだけで足るのか足らないのか、そういうことを勘案していきますと、一番最後の資料3・1とか資料3・3とか、そういうものでざっと集約されて、議論が流れていってしまうんじゃないか。

先ほど委員長がおっしゃったように、2カ年の中で云々というのは、私も重要だと思うんですけれども、何か中身が骨抜きにされて、形だけ進んで、基本方針、整備計画ができてしまうという危惧を私は少し持っておりますので、ちょっとくどいようですけれども、意見を述べさせてもらっているわけです。

松本委員長 この件に関して、ほかにご発言ございますか。

佐々木委員 私は、同じ意見書の中で、46ページに図を出していますが、実は、こういうことで、今ゴチャゴチャになっているので、これを出してきたわけなんです。これによく似たものが、武庫川流のものが、前々回あたりの委員会でも事務局から提示されていたわけですけれども、これが本来の国土交通省が謳っている改正前の計画制度と新しい計画制度です。

新しい方を見ていただきますと、一般的な流れというものがわかるんですけれども、今回、手続というところが、整備計画と基本方針、2カ所にございますけれども、左側の河川整備基本方針案の作成とか原案といった、作成に至るようなこと、決定に至るようなところを、行政サイドもしくは事務局でたたき台として作成して、それに対して、右側の意見というところの先に出ておりますが、学識経験者とか公聴会とか審議会とか、こういっ

た第三者機関で、いろんな修正案、意見なりを出して練り上げていく。

こういう制度が本来の一般的な河川整備の進め方なんですけれども、早い段階に田村委員とか中川委員から、本来行政あるいは事務局サイドが提示すべきところまで入ってきているので、私も当初、ここまで委員会で練り上げていかなければならないのかなということで、ちょっと疑問を感じたんですけれども、事務局サイドとしては、こういう言い方をしては失礼なんですが、あわてて、原案なり方針案の作成 - - 今回出てきた資料 3 - 1 なんかですけれども、その部分を出されてきたのではないかというふうに把握しています。もともとここに至るに当たってのシナリオがあったはずなんですけれども。

確かに、今の時点で、どこまで委員会で取り込んでしまうかという線引きは非常に難しいと思いますが、今後いろんな難しい問題が発生したときに、どちらかを決めておかないと、紛糾に至ることはないと思うんですが、いろんな意見も出てくると思うので、骨格の部分だけは決めておいた方がいいのではないかと感じております。

松本委員長 今佐々木委員からご指摘のあった、前回も一度お話があったと思うんですが、46ページの図面で言いますと、基本方針にしる、整備計画にしる、県の管理者がたたき台をつくって、原案を出して、それに対して意見を言っていくという形なのか、そうではなくて、たたき台、原案が出てくる前に、十二分に議論をして、それを反映した形の案が出てくるのか、その2つのやり方のどっちなのかという話なんですね。

その件に関しては、当委員会は、今申し上げたもので言えば、後者の方、要するに最初に県が案を提示して、それについて意見を言うという従来型ではなくて、どのように進めるかも含めて、当委員会で議論をする。今こうしてやっているわけですから、もしも原案に対して意見を言うのでしたら、ここ何回か費やしている委員会というのはほとんど不要になってくるわけです。委員会をどう進めていくのか、どんな枠組みで議論をしていくのかというふうなことは全然要らないわけでありますが、私たちは既にどのように運営をしていくのか、どのような枠組みで議論をするのかということも含めて議論をしてきているというのは、冒頭に私からも確認をしたような記憶がありますが、従来型ではなくて、委員会で内容について十二分に議論をする。それを受けて、反映した形での原案、たたき台を河川管理者の側でつくって、提案されて、それに対して意見を言うというやり方ということについては、既に確認済みであり、県当局も、それについては了解済みの件だと私は理解しています。

法西委員 資料1の1ページの2番目、今後の進め方の主な意見というところに、行政

サイドで考えている今後の進め方については河川管理者が説明し、県のたたき台を委員が修正する、今後の進め方について、河川管理者案を出して、本委員会で検討する、早い時期に数値的なものを押さえておかないといけない、管理者が考えるフローで検討するということと、もう1つは、田村委員、中川委員の提案をどう扱うかということを書いています。大体この2つの意見が出たんだと思いますけれども、運営委員会は、どっちの方が主流だったか、ちょっとお聞かせください。

松本委員長 主な意見として、1行、2行でまとめるのは大変難しくて、今ご指摘にあった3つ目の「行政サイドで考えている今後の進め方については、河川管理者が説明し、 県のたたき台を委員が修正していけばよい」というのも、字句どおり読むと、法西委員の おっしゃったように、これは私がつい先ほど説明したことと違うではないかということで、 県が出してきた原案を修正する作業をするというふうに受け取られがちなんですけれども、 必ずしもこの2つの意見が運営委員会で対立したとは私は認識していないんです。

進め方について、どういうふうにやったらいいか、あるいはきょうの会議で、県の管理者の意見を説明することはどういう意味を持っているんだという理解についての部分であって、基本的なベースとしては、私が先ほど申し上げたように、県の案というのは、委員会での議論を踏まえて、それを反映した形で提案されて、さらに必要な部分は修正を加えていくという理解では一致していたというふうに認識しております。

ここのところが、言葉の表現で、ご指摘のように2つの意見が対立しているというふうに読めないこともないんですけれども、これはまとめ方の不十分さから来ているものではないかというふうに私は理解しています。決してそういう対立があったわけではない。その点、運営委員会の皆さん方、補足していただいて結構です。

法西委員 わかりました。

川谷委員 現状と課題というのと今後の進め方を議題的に2つにクリアに分けて議論できることかどうかというのは、問題があると思っています。これから総合治水ということを考えていく上で、まずどういうところからその議論を始めていくのかというのは、まさに今後の進め方の問題で、その対策を話し合っていく上で、現状がどうなっていて、課題がこういうことがあって、これを解決するのにはどんなことをさらに考えなければならないかということになってくるので、個別的に現状と課題とをそれぞれの委員がどう認識しているかということだけをピックアップしても、なかなか議論がまとまらない。これはこれで重要な意味を持っているとは思いますが、今の段階では、現状と課題ということにつ

いては、基礎的な資料というか、これから議論を進めていく上の資料として見ていただい た方がいいのではないかと私は思います。

それから、今後の議論の進め方の問題ですが、審議を充実させて、意味のあるものにしていくためには、網羅的なディスカッションをいつまで続けても、まとまっていくとは思えないので、先ほど法西委員から、原案がどうのこうのということの意見があったんですが、ここでたたき台を出してと言ったのは、多分私が申し上げたことの要約版だと思いますが、治水を考えていく中で、いわゆる洪水の災害というものを前提とする、あるいは異常な渇水を前提とするということは、かなり異常事態の話です。それから、環境、景観、日常の生活ということは平常時のことですから、異常時と平常時の間にどのような整合性あるいは妥協点を見つけて、その両者をうまく対応していくかということを考えるのが、この委員会の役割だと思っています。その両端の数値を押さえないと、平常時平坦に存在する問題だけをいろいるピックアップしていっても、先ほど申し上げたように、話が拡散していくだけなので、まず上限と下限値的なものをきっちりどのようにとらえて、どのように設定して、それに対策を立てていくか、その対策が平常時の事象にどのような影響を与えていくか、その対策が現状の課題をどのように解決していく方に向かわせるのか、あるいは現状に対してどんな悪影響があると考えるのかを議論していった方がいいと思っております。

松本委員長 今のご意見は、議題の現状と課題についての各委員の認識をご披露いただくよりも、まず今後の進め方についての枠組みを先にやるべきではないかというご意見だと思います。

酒井委員 私も、第3回の運営委員会に出席しておりました。主な意見として列挙されておりますけれども、これは到底すり合わせができるような問題ではございません。いろんな意見が出ました。その中で、今田村委員がおっしゃることは、事の進め方について、例えば資料1の(2) の中にありますように、河川管理者案の提示を受けた上でという形に流れていくとすれば、この委員会の主体性を問われるのではないか。

その中で、きょうの資料にありますように、次から次と一つの流れ、レールが敷かれていくようなことになってくれば、委員会の我々自身が協議して、議論を尽くすというふうなことが深められないのではないかという懸念があって、委員会の主体性というものを流れの中でもっと大事にすべきではないかということでのご発言であったように思うんです。私は、全くそのとおりだと思いますので、田村委員の考え方について、私は賛成したいと

思います。

長峯委員 今まで議論されてきた流域委員会の役割とか目的という話ですけれども、私は、準備会議からかかわっていましたので、そのあたりの議論をお話ししますと、準備会議でも、1年ほど前、最初のころに、正式に立ち上げるこの委員会が一体どういう役割を持っているのかという話をいろいろやったわけです。そこで一応得られた結論について、私なりの理解をお話します。先ほど佐々木委員が46ページの図を使って説明されましたので、それを参考にしますと、準備会議のときに正式に決定できたことは、河川整備基本方針と河川整備計画と2段階ありますけれども、河川法の中では、整備計画の段階で住民参加型の委員会をつくって、意見を聞きなさいというようなことになっているわけですけれども、準備会議の中では、流域委員会については、整備計画だけではなくて、上の段階の基本方針と両方に意見を言える、両方に関わるということです。これは正式に提言になっていますので、これは決定できたことだと思います。

行政側と流域委員会の関係については、河川法の中には、住民の意見を聞くような場をどのような形で設けなさいとは明確には書いていない。住民参画、あるいは行政と住民の協働ということをどういう形でやるのかということは明確に書いていないので、いろんなやり方がそこでは可能なんだろうというふうに私は理解しているんですが、準備会議の中で、結論として、河川計画課長から得られた言質というのは、46ページの図でいうと、行政側から出してきた原案に対して、右から左の一方向の矢印だけしかここには書いてありませんけれども、この矢印を両方向にする。原案を出す前に、あるいは原案を作成していくプロセスに対して、流域委員会の方から意見を言えると。さらに、原案を提示されてきて、それに対してまた意見を言うという双方向というか、キャッチボールというか、両方向に矢印が向いた形で、最終的な基本方針なり整備計画を策定していこうというような言質は得られているのではないかと私は理解しています。これは提言の中に具体的に文章化されたものではなくて、議事録レベルのものだと思いますけれども、そういうふうに理解しています。

したがって、今回の議論のプロセスというのも、行政側の話を聞くというのは、これはあくまで行政側から流域委員会側に対する矢印、こういう考え方があるんじゃないか、それに対して流域委員会で、そういうやり方がいいとかおかしいとか、あるいはここは修正してほしいとか、あるいは田村委員が出してきたような、もっといい案があるんじゃないかというような形で、ボールを投げ返すことができる。そういうことをこの委員会の中で

やって、最終的な議論の進め方を決めるというふうに私は理解しています。

そういう意味では、運営委員会にも私、参加しましたけれども、行政側の意見を聞くのは、別にそれに従うというわけではありませんから、キャッチボールのボールを投げてもらうというだけですから、これはやってもらって構わないだろうというふうに私は理解しているわけです。

準備会議のときにも、私、あえて大胆な意見を言わせてもらったりしたんですけれども、ただ、現状の河川法という枠組みの中で、行政が計画をつくるということで、兵庫県の場合は今粛々と仕事をしているようなので、一応その枠の中で、今出てきている流域とか住民参加ということをどう盛り込ませることができるか、そこはこの委員会の中で少し議論していかないと、河川法の枠を超えるような提案をここでいきなりしても、今の兵庫県に対しては、なかなか難しいかなと。別に兵庫県が悪いということではなくて、今の制度、法律自体がそういうふうになっているので、そこを壊せという話をここでしてもしようがないので、とりあえずそういうことでいくしかないかなというのが私の意見です。

山仲委員 私、準備会議のときは余り知らなかったんですが、流域委員会に参加させていただいて、きょうで5回目です。だけど、武庫川流域委員会という武庫川という名前をナイル川にしても、ミシシッピー川にしても、一緒じゃないですか。ちっとも武庫川の話が出ていない。こんなことでいいんですかね。もう少し具体的に進めてほしいですね。

それと、委員の皆さんは何か勘違いしておられる。この委員会は、何の法的な責任もないですよね。法的な義務もないと思いますよ。とにかく武庫川について、いろいろ意見を言うと。それを河川管理者がどれだけ受け入れるか、こんな意見もあるけれども、これは無理だぜとか、そういうことで、25人の方がここに来ておられるんじゃないですか。おかしいと思いますよ。前段ばっかりごてごて、ごてごてやっていて、ひとつも前向いて進まない。

以上です。

松本委員長 進め方について、かなり時間を費やしてきましたが、当委員会は、冒頭の 段階から、今長峯委員から少しご説明があったように、基本的には河川管理者がつくった 原案を私たちに提示して、修正意見を申すというふうな従来型の委員会ではなくて、まさ しく双方向、キャッチボールなんだ、しかも、それは当委員会の意見を反映した形での案 をつくり、それをこの委員会にもう一度投げかけて、ちゃんと意見を反映していくんだと いうふうな前提から進んでいることが1点です。 また、当委員会の運営に関しては、当委員会の 25 名の委員が一切の責任と権限を持っているということであって、そのために、委員会としてどうするのかということを逐一お諮りしているわけです。もちろん、河川管理者、設置者としてこのように考えているという意見は聞きます。しかし、それが強制されたりというわけではない。いろんな懸念をお持ちになるのは当然であります。私も、別の流域委員会にかかわっておりますが、武庫川流域委員会は、それと違って、不幸な 20 年に及ぶ歴史があるわけですから、従来の苦い体験をなかなか切るわけにいかないということはもっともだと思います。ただ、当委員会は、全く違う観点から、委員会が自主的に責任を持ってやるんだという形で進めているということをもう一度委員会として自信を持っていただきたいなというのが、私、委員長としての感じです。

そういう意味合いでは、いろんな意見を聞く。河川管理者の意見についても、十二分に聞いて、それについて議論を闘わせて、まさしくゼロベースから、武庫川をどうするのかということを議論をしていけばいいのではないか。そういう意味合いでは、本論に入らずに、入り口のところで、目的をどうすべきかということを、例えば、あと3回費やしても、余り具体的なことは出ないと思います。むしろ、内容を議論していく中で、委員会の目的とかあり方に対して問題点が出てくれば、そこで改めて俎上にのせたらいいというふうに、運営上私は考えておりますので、一刻も早く本論に入ってみたい。入った中で、どうもこの流れ方はおかしいぜという話があれば、そのご指摘をいただいて、軌道修正をしていくことはいつでもやれるのではないかと私は理解しています。

委員長がそういうことをリードするのはよくないとはいえ、先ほど来の皆さん方のご意見は、そういうふうな方向性を示しておられる意見もかなりありますので、現段階で、きょうの議論をどう進めるか、今後の進め方について、運営委員会から提案のあった方向について、どう取り扱うかということについては、一応委員会でご議論いただきましたけれども、基本的には武庫川の現状と課題と今後の進め方について、具体的な議論に入っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

冒頭ご指摘のあった田村委員を初めとした何人かの委員の皆さん方からのご指摘も含めて、それは今後の進め方のところでやればどうか。河川管理者の案を聞けば、それによって委員会が拘束されるということはないんだという前提で、運営委員会としても結論を出したので、きょうの議題に上げたわけでありますが、そのことについて、なおそれに拘束されるわけではないんだということを、私委員長としても担保したいと思いますので、そ

れでもしご了解いただければ、本題に入っていきたいんですが、いかがでしょうか。

奥西委員 結論としては賛成です。現時点では、私は、資料3の進め方に絶対反対ですけれども、説明を聞けば、意見が変わるかもしれませんので、委員長の言われた点については賛成です。

佐々木委員 ここには出ていないんですが、運営委員会でお話しさせていただいた双方の意見の歩み寄り、いろんな意見が出てくるので、トップダウン型ではなく、積み上げ型のボトムアップで、いろんな意見を積み上げていくことによって、武庫川流の委員会に書き換えて、河川、流域をつくっていくということでいいのではないでしょうか。

草薙委員 先ほどいろいろとお話が出ましたが、田村委員が提出された私案は、大変参考になり、内容からして、これはとらの巻だと私は思っています。例えば、今話が出ておりますように、県の河川管理者の方から出ています案は案として、それがすべてを決定するものではございません。河川管理者としての立場からの試案であり、田村委員の私案については、この中でかなりいいことが出ていますから、それをどんどん挿入していく。この委員会がベースで決めるわけですから、地域住民の意見もそうですし、県の管理者の意見もそうですし、皆さんの意見を総合して決めていくものです。これは、意見として、提案ですから、何らこれに束縛される必要はないと私は思っていますので、大いに皆様のいろいろな意見をここで出し合いまして、そこで補足なり修正なりするのが、この委員会の一番のポイントであるということを私はあえて強くお願いしたいと思います。

松本委員長 議事の進め方に関しましては、今後の進め方を議論するときにも、個々のお考え、あるいは具体的な問題の提起という話に常に入っていくわけで、説明をしないと、それぞれバックグラウンドがわからないという意見もございますので、議題1の武庫川の現状と課題に関する各委員の皆さん方のご意見は、先ほどどなたかからの意見にもありましたように、これから議論していくためのいわば参考資料、委員の皆さん方がそれぞれ何を考えておられるかということを念頭に置く資料として、まずこれをお聞きする。そして、その上で今後の進め方についての議題に入っていきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、各委員さんの現状と課題に関する意見につきましては、文章で出されたものに関しましては、お手元の資料のように、分類整理、あるいは原本を添付しております。 これを一から説明していると、それだけで膨大な時間を費やしますので、先ほど申し上げたように、整理したものは、とりあえず今の段階では参考資料として見ていただくという ことにしまして、これを整理した事務局から説明することは省略をさせていただきます。 それで、意見書を文書で出されたこと、あるいは出されていない方も含めて、前回の武庫 川の現状と課題に関して、ここが私はポイントだというふうな認識をされているご発言を できるだけかいつまんでお願いしたいと思います。20 人の方にご発言をいただきますと、 5分ずつやっても 100分かかります。恐縮ですけれども、詳細は文書で確認をしていただ くということにして、文書を出しておられない方も含めて、できれば、三、四分でご披露 いただければありがたいと思います。それでよろしゅうございますか・・。

それでは、まず文書が出ている方から行きましょうか。わかりやすいですから。資料 2 - 3 に各委員の文書が出ていますが、この文書に沿って、その後、文書のない方のご発言を順次お願いしたいと思います。

浅見委員からお願いします。

浅見委員 先ほど川谷委員の方からご意見がありましたように、論点がはっきりしたところで初めて、現状と課題の切り口が見えてくるということがありますので、私の方からは、それまでに用意していただきたい資料ということで、何点か上げさせていただきました。

池添委員 私は、幼少のころから現在に至るまで、武庫川で泳いだり、いろんなことをしました。最近の都市化とともに、前の会議のときに、いろんな変化の説明を聞かせていただき、北部の開発や整備、また航空写真等を見て、いつかこの流域に何かが起こる。また、皆さんもご存じのように、気象状況の変化、集中豪雨、そして宝塚から下流、土手に沿って何十万という都市化になっております。

そういうことを考えますと、具体的に皆さんのいろんな意見を出し、前向きに検討していただきたい。その1点に尽きると思います。事が起こってからではどうにもできない。 以上です。

伊藤委員 私の資料は、たくさんあるんですけれども、3ページは、あとの5ページと重複していますので、不要です。5、6ページに集約してございます。私も、浅見委員と同じく、資料整備に時間がかかるかと思って、お願いをしております。河川そのものではなくて、河川の流域に関する調査事項をお願いしております。田村委員とか中川委員のご提案のものは、私、チェックリストとして非常に有効ではないかなと。現状と課題に対する漏れとか、そういったものをチェックするには大変有効ではないかと思っていますので。私は時間のかかりそうなものを上げております。

以上です。

松本委員長 順番に行きましょうか。

岡委員 私は、資料を出していません。先ほど委員長もおっしゃいましたように、また第3回の運営委員会からの報告を見たらわかりますように、入り口でとまり過ぎているんじゃないかというのが最大の気持ちです。先般の新潟とか福井のあの豪雨を見たら、とてもじゃないが、早いこと何とかしてくれと。そっちの本題に早く入ってくれというのが私の本当の気持ちです。

岡田委員 いろいろ書いておりますが、そのほとんどは、質問に含まれるような事項でございます。基本的に私が考えておりますことは、武庫川流域委員会が設定された最大の理由は、武庫川ダムの問題であって、これを流域委員会がどういうふうに考えるかということが根本的な問題であると思います。

武庫川ダムの問題については、現在まで 20 年以上にわたって、県当局、河川管理者と住民グループとの間にいろいろな確執といいますか、意見の相違がございまして、これを実際に信頼関係を取り戻してやるということが、流域委員会の最も大きな務めであると思います。それをするために、今までいろいろやってきたわけでございますが、現在のところ、私が考えておるのでは、まだそういうような状況にはなっておらない。そういうふうに考えております。

奥西委員 私も、本題に早く入りたいという気持ちが強くて、未整理なまま、あれこれの意見書を書かせていただきましたが、環境と利水の問題に関して、これまで河川管理者サイドでずっとやってこられたことの延長線上で議論をするというのは必ずしも適切ではない。この委員会の専門の委員の方から、議論の枠組みを提示していただく必要があるんじゃないかと思いまして、少し口幅ったい書き方をしておりますが、そういう提案をさせていただいております。

治水については、そもそも水をおさめるということで、洪水対策というのが、そのうちの重要な課題なんですけれども、広い意味での治水というのは、まさに河川環境の土台をつくっていくようなものであると。環境とのかかわりが非常に強いということを意識しながら審議していきたいという気持ちで、書かせていただいております。

加藤委員 武庫川流域委員会ということで、武庫川流域全体を考えますときに、下流域 も含めて、人口が百五、六十万、また大変な財産を有している流域でございます。そうい う中で、総合治水とか流域というようなことが盛んに言われますけれども、先日の現状と 課題の中では、余りそういうふうに受け取られなかったと思っております。

私自身は、治水というのは、今もいろいろご意見がありましたけれども、相手は自然であるということと、異常時あるいは平常時等考えて、異常時にどうするのかということを最初に議論する必要があるのではないかと思っております。

それと、同じ流域の中で、上流、下流が連携を図りながら、下流の人は上流の人に対する思いやり、あるいは上流の人は下流に対する思いやりといいますか、具体的な工事そのものがどうこうでなしに、流域全体の中で、そういう取り組みが行われているところもありますので、そんなことも必要かなと思っております。

もう1点は、具体的な話を私はここで書いておりますけれども、土砂災害といいますか、 土砂の流入というようなことで、流域全体の中で森林が8割を占めております。そういう 問題が今回の資料の中に余り載っていないということで、大変残念に思っております。

そんな点を私自身はできるだけこれから話をしていきたいと思っております。

川谷委員 この委員会、それから準備会議のことも含めてですが、流域の問題について、私は、とにかくゼロベースから議論されるということをかたく信じています。ただ、そういうことを考えていく上で、例えばどういう規模の洪水をどう設定するのか、その設定をどんなことを考えてやっていくのかということを、実際この場で具体的に議論を始めていただきたいと思っています。それを踏まえて、それにかかわって、いろいろな問題が出てくると思います。調査でわかっていること、あるいはこれから調査すべきことがあるのなら、具体的にこれはやるべきだという話になるので、とにかくゼロベースで、我々が考える、例えば洪水を 100 年に 1 度を考えるのか、 200 年に 1 度を考えるのか、あるいはそれに付随する数値をどのように設定するのが、我々としては納得いくことなのかというようなことを、具体的に進めていくべきだと私は思っています。

その意味で、現状と課題というのは、一面言いわけっぽいですが、あえて出させていた だきませんでした。むしろ、今後の進め方として議論していきたいと思っています。

草薙委員 私、細かいことをずらずらと挙げておりますが、一言申し上げますと、過去の災害を取り上げまして、一例として、私、前回も申し上げたんですが、昭和 58 年あたりの災害がどういう形で起こったかというと、1 つの要因ではなくて、複数の要因が重なって発生したものだと思います。

その要因として、森林の管理状態から住宅開発、皆さん方がおっしゃいますようなものから、武庫川の支川に関する管理状況、そういうことも随分出てきますが、おのおのの要

因が 1 つになって災害を起こすんだということを前提にして、過去の事例をそういう立場から見直して検討するのが大切ではないかと思っています。

この間の新潟とか福井の災害でもそうなんですが、項目がいっぱいありますけれども、一つ一つのことだけで解決するのではなくて、それが複合要因として重なっているものですから、3つとか4つとか、数はいろいろあるかもしれませんが、どうしてこういう災害が起こったのかということを解析し、それを対策することによって解決できます。それから 100年に1回というような想定をされる災害がありますが、そういうことも事前に過去の事例から手を打つべきだということで、その辺をベースに検討していきたいと思っております。

酒井委員 まことに恥ずかしいことでございますけれども、準備会議のときから水文という項目があって、先生方が川の文化についてご発言をいただけるということで喜んでおりましたが、あれは「スイモン」やでと言われて、私の浅学を恥じたようなことでございました。しかし、川には文化があるというふうに私は思い、水文は水に関する数字を極めていく学問だと聞きましたけれども、私の言う「スイブン」、川の文化というものは、流域に雨が1粒落ちたところから、武庫川がきょうまで流れ続けている。

我々の先祖が川のほとりに社を建てて竜を祭ったというのは、川が暴れることについて、 我々の先祖がどうつき合いをしてきたかということですし、流域の中で、伊丹、三田から 篠山に至る肥沃な田んぼで米がつくれるということは、武庫川の恩恵に浴したということ です。

そういうふうな先祖から受け継いできた川とのつき合い、優しい川であったり、怒れる川であったり、いろいろあります。そして、今日、地球は病んでいるという状況を迎えたときに、川をおさめるということは、ただ川の話だけでなしに、全体の中で川を見なければ、川はおさめられない。ようやく今総合治水という域にたどり着いたということは、まさに川の文化がここに至ったんだというふうに考えております。

そういうことで、「スイモン」を「スイブン」と読み違えて、恥ずかしい思いをしましたけれども、川の文化というものについては、これからも訴え続けてまいりたいと思いますことと、武庫川の源流から川口まで一巡して、よくこれだけ悪口が言えたなと思うほど批判的なことを書かせていただきましたが、率直な川を見た感じでございます。

川の上流で暮らす住民の喜びと苦しみ、悩み、中流域、下流域それぞれの話を十分聞い

て、武庫川の運命共同体のような形で、みんなで川を考える。今日ほど私たちに課せられた責任の重さを感じるときはない。それこそ逃げ出したいような重さを感じておりますけれども、川の話を真剣に、とことん、洗いざらい出し合うて、結論に導いていただきたいと、かように考えます。

佐々木委員 今回の意見書というのは、前回の運営委員会でもそういうふうに採ったんですが、現地視察を終えた後の各委員の所感、抱負のようなものとして、これから進めていくに当たって、個々の意見、考え方を述べるというふうに私は把握し、今回の意見書を出させていただきました。

奥西委員もおっしゃっていたように、私も、かなり細部にわたっていろんなことを書いてしまっているんですけれども、またいつか細かく説明させていただける時があればと思っております。

その中で、47 ページと 48 ページに、ちょっとおかしなものが入っております。少し勉強会的な資料を挟み込んでいるんですけれども、図 2 は、実際進めていくに当たり、田村委員のフローなんかと照らし合わせていただければ有難いんですが、縦割りとかいう中で、実際にどういうふうに進めていけるかということを今後考えられていく中で、その事象と問題点はどこの一コマに属して、それはどのジャンルにつながっていくのか、つなげることができるのかということを、ここに着色するなりして、自分なりに把握していくための資料として、添付させていただきました。

隣のページの図3は、さらに1コマ進んで、国土交通省が掲げた新河川法の骨格で、総合的な治水対策の体系図ですけれども、これは、事例のような、理想のような図なんですけれども、一番右側にずらっと並んでおります項目に追加したり削減したりすることによって、武庫川らしさというものが顕れてくるのではないかという思いで、これを出させていただきました。

こういう国土交通白書を見ておりますと、最終的に、新河川法というものを使って、総合治水としているいろなものを運用していく中で、ダムというものをなくしていこうという方向に導いていきたいのではないかと、私は個人的に把握しております。

そのような中で、先日、新潟、福井で、いろいろございましたけれども、皆さん感じられていると思うんですが、地球温暖化により、異常気象で、世界中で、毎年のように驚くような水害が起きております。こんな中で、100年に1度という今までのデータの見方をそのまま使っていいものかどうか、真っ向から使えるものかどうかというのは、ここの委

員会でもう一度みんなで議論していかなければならない重要な課題だと思っております。

ダムと安全率の問題、2つ程お話ししましたけれども、そういったものの中で、今一番 重要なのは、これは個人的な意見なんですけれども、支流の水は支流で治めるということ をより徹底させて、それでもダメな場合は、安全パイとして本川があるというふうな考え 方に持っていくことによって、例えばリバーサイドのような危険地域を含む重点区域への 最高安全率を見込んだ策というものが開けていくのではないかと思っております。

谷田委員 私は、問題点だけを上げさせていただきました。岡田委員とか伊藤さん、加藤さん、奥西先生の意見に、私は大体賛成です。もっといろいろ知ってから意見を出そうと思っています。

私は、本流にダムをつくるということに反対して、この委員会に参加しております。新潟でのああいう豪雨ですけれども、新潟は、水力発電、ダムだらけで、何十キロにわたって水が全然流れないところがあります。そのときに、ダムを放流するからといって、避難命令が出たのであって、堤防が危ないとか、そういうことは言っていない。防災体制がなっていなかったと、この間、住民の方がテレビで言われていましたけれども、ダムさえつくれば水防になるという意識をこの際変えていかないといけない。国土交通省が、ダムだけではだめだと言って、総合治水・・総合治水とは何か、これもまたわからないことになりますけれども、ダムさえできれば、治水はできる。そう思っていただいたら大間違い。それをここで確認していただきたいと思います。

例えば、あのダムサイトの地点からもうちょっと下流側に六甲山の土砂がだっと流れてきますから、あそこでとめても、それから下流には土砂災害がどんどん起こります。そういうことをもうちょっと皆さん考えていただきたいと思います。

私は、問題点だけを提出しました。

田村委員 前回も、作業・調査検討フロー(案)を提示させてもらっていますので、基本的には、現況と課題につきましては、こういう項目で追加するなり補足するなりということで、お願いしたいと思っております。前にも申しましたように、武庫川を中心にした文化圏、生活圏、あるいは環境圏、そういったエリアで、物事を考え、調査分析し、評価して、方針をつくるということを主眼にしたいと思います。

そういう過程の中で、もしできるならば、いろんな作業とか調査を事務局に任せるだけではなくて、我々委員の中で、例えばワーキングチームをつくって、それぞれの担当できる分野で、追加調査をしていくとか、そんなこともしたいと思っているんですが、これは

またご議論いただきたいと思います。

土谷委員 私は、意見書の 61 ページに、河川改修工事のことで提案させていただいたんですが、視察研修に行ったときに、武庫川の上流は、自然を大事にした工法で河川改修工事が行われていて、尼崎から宝塚までは、割合コンクリートで固めたような河川改修工事が行われていたんですね。生瀬まで、宝塚と同じようなやり方をやることに決まっていますというふうに聞いたんですけれども、最近は自然が失われてきたという意識を持っている人が非常に多いので、昔決めたことだからというので、やってしまわないで、やはり武庫川上流のように委員会をつくって、生瀬まではどうするのがいいかということを話し合ってから、工事をやってほしいと思いました。工事が始まってからでは遅いので、この件については、ことしじゅうに検討していただきたいと思います。

それから、ここに書いていないことで、新たに2つ提案したいんですけれども、1つは、遊水地のことで、遊水地というのは、武庫川の洪水も防げるし、最近都市型の洪水と言って、下水道があふれるとかいうのがあるんですが、そういうのを防ぐために、大雨が降ったら、小学校、中学校の運動場に30センチぐらい水を一たんためて、それから流せばいいとかいう方法があるそうなので、阪神間は、野球場とか陸上競技場などのグラウンドもたくさんありますので、そういうグラウンドが各市ごとに幾つぐらいあって、総面積がどれぐらいなのか、小中学校も、各市ごとに幾つあって、総面積がどのぐらいなのかというのをちょっと知りたいと思いましたので、その資料請求をお願いします。

もう1件は、これから洪水の被害を防ぐためには、とにかく洪水の被害に遭いそうなところを住宅などの開発をしないことが一番大事なことだと思いますが、そういう条例がないというふうに聞いています。もしないのだったら、今後危険地域には住宅などの開発をしないという条例をつくるべきだと思いますので、それを1つ提案します。

中川委員 私が出させていただいたのは、多くが、ほかの委員の方と同じように、出していただきたい基本となる情報です。どのような観点で関心を持っているかというのは、項目を見ていただいたらわかるように、必ずしも河川の中だけ、あるいは河川法の中でとらえられているものだけに限定して見ているわけではないということです。細かいことは、読んでいただけたら幸いだと思います。

前回提案させていただいた提案が当然ベースにはあります。その関連で少し申し上げますと、議論の仕方の仕組みを間違えてしまうと、結論が直ちにダムというということもあり得るのだろうな。議論の仕方、フレームワークを提案させていただいたのも、そういう

意図なんですけれども、きちんと真っ当に議論していけば、真っ当な結論が出るというのが私の考え方です。

長峯委員 私は、もともと財政学者ですので、ここには、私よりも利水とか治水とか環境に関しては、詳しい方がたくさんおられるだろうということで、あえて出てこないかなというようなことをちょっと書いてみたということです。

私の関心を私の専門と関係させて少し言うと、縦割りの行財政システムの中で、がんじがらめになっているような仕組みがあるわけですけれども、その中で、流域というような計画ができるのかできないのか、あるいは環境というようなくくりでいうと、どうしても縦割りの枠を超えないと政策がつくれないと思うわけですけれども、それをどういうふうに打ち破ることができるのかというようなことを今現在研究対象にしています。武庫川ということだけではないんですが、この委員会で、そういうことが少し実現できればなという思いはあります。その辺、私の研究成果として提言できるようなことがあれば、また言わせていただければと思います。

法西委員 先ほどの水害の話、またごく最近にも水害の話がありましたので、水が出たらどしようかと私は思っていまして、まず逃げる方法が知りたいということで、水防、つまりソフト面を上げてほしいと思います。例えば、資料3-4の計画高水流量の検討フローは、もちろんすぐ入ってもらって結構だと私は思います。県の提案されている4,800立方メートルの武庫川の基準点のところから出発してもらって結構ですけれども、ソフト面、つまり水防の方も同時スタートをしてほしいと思います。

実は私、畑違いの生物の専門家でして、まずは、浅見さんが請求された資料を県が早く 提出していただければと思います。私自身も、武庫川の渓谷で、1997 年から 2001 年まで の 5 年間、チョウを切り口とした研究をしています。そのレポートは、また新たに発表し たいと思います。さらに、フィールドレポートとして、武庫川流域で希少生物の調査をし ておりますので、それも上げていきたいと思います。

山仲委員がおっしゃったように、早くしてもらったらいいとは思いますけれども、細かいことで抜けては困りますので、田村委員のフローチャートを検討して、どこかに抜けがないかということも検討していきたいと思っております。

松本委員 私は、資料を提出しておりますが、治水について、二、三お答えいたします。 治水については、この文書に書いてありますとおり、私は、58年の台風時の大雨のとき には、実際に増水をしているときに活動をしております。また、平成12年の東海豪雨のと きも、視察に行っております。また、この提出後、新潟、福井の豪雨が来て、現在被害が出ております。これは、偶然であるかどうかは知りませんけれども、私の思っているとおり、もしもああいう雨が武庫川の上流、または流域で降ったならば、あれ以上の被害をこうむるのではないか。

ですから、私黙って聞いておりますけれども、議論そのものが、後ろに戻ったりしているようなことで、早く武庫川に関しての議論に入って、ダムをどうするのかということを早く決めていただきたいと思います。私の意見はそういうことです。

村岡委員 河川の施策とか行政を論ずる場合に、治水、利水、環境という3つの枠で論ずることが多いんですけれども、これが余りにも縦割りになることによって、いろんな弊害が起こっているということは事実であります。どれが突出してもぐあいが悪いと思います。

1つの流域の中で河川を論ずる場合に、共通の認識を持つ。それが健全な水循環という 1つのキーワードであるかと思います。我田引水という言葉がありますけれども、そうい うふうにならないためにも、いろんな具体的な意見の中で、健全な水循環という立場から、 1つ評価してみるということも必要なのではないかと思っております。

私も、この前の県の現状の説明を聞きまして、健全な水循環という立場から、水収支をとってみるとか、そのほか幾つかの点について資料をつくっていただきたいという要望を出しております。

茂木立委員 私は、専門的な部分で、まだ全然わかっていない部分があるので、意見を出すまでのレベルに自分がないなと思って、意見を出しておりませんが、弁護士として関与しているところもございますので、問題点の取り忘れというか、問題点が抜けているという部分で問題が出てきたら問題だと思います。ただ、どのような枠組みであっても、早く具体的な議論をしていくべきかなと思います。どんな土俵であっても、そこで皆さんのちゃんとした議論が尽くされていれば、いい方の結論というか、皆が合意できる方向の議論ができていくのではないかと思いますので、まずはどのような形式であっても、議論を先に進めていくべきではないかと考えております。

山仲委員 なぜだか、私、7月2日の分と14日の分がありますが、2日の分は、読んでいただいたとおりです。14日の分は、1の水位観測データは、データを下さいということですから、あれば、出していただけると思っております。

2番目のソフト対策ですが、これは私、県の河川管理者に対して無理な注文をしており

ます。だから、「水防活動については日を改めて説明が有るようですが、」という行と次の行までにしていただいて、あとの3行はカットしてください。これは、どう考えても市の責務ですから、県の方に説明をしてくださいというのは無理です。できたら、どこか代表的な市で、その市の避難基準とかの観点からお話をしていただければありがたいですが。そういう希望だけ出しておきます。

松本委員長 ありがとうございました。皆さん方のご協力で、かなり短い時間で進んで、 ありがとうございました。ただ、十分にご意見をいただける時間がなかったことは恐縮で すが、またこれからの議論の中でお願いしたいと思います。

今ご指摘があった中で、ほとんどは、意見とかデータの請求について、どう対応するか。 意見については、これは対応ではなくて、そういう認識があるということを頭に残してお くということになろうかと思いますが、資料とかデータの請求に関しましては、どのよう に取り扱うかということについて、この分類したままでもよくわかりません。それで、本 日までには間に合わなかったんですが、今後どのように対応するかということを県の方か ら少しご説明をしていただきたいということが1点です。請求しているけれども、いつそ れを聞かせてくれるのかということがわからなければ困りますので、それが1点。

もう1点は、今の皆さんのご発言の中で、これからの議題として、その中で議論をしていくというのが大半なんですけれども、1つ、土谷委員からのご指摘の中で、生瀬・宝塚間の工事が行われるようだけれども、本委員会と関係がないのかという話がありました。これについては、詳細は結構ですけれども、どのようなことになっているのかということがわかれば、簡単に説明していただけませんか。要するに、私たちは川づくりについて議論をして、ここで決めたような形の計画を進めてもらうんですが、既存の計画をされている部分、今回の見直しの対象になっていない部分については、順次進められていると思います。その中で問題点が出てきた場合にはどう扱うのかということについても、県の方から少しご説明をいただきたいと思います。

松本 先ほどの河川管理者の方からの資料の提供の話でございますけれども、いろいろ請求をいただいているんですが、これらにつきましては、基本的には、今後の進め方ということでご議論されるということで、それぞれご検討いただく時期に合わせて提供させていただきたいと考えております。

ただ、一番初めに現状と課題という中で把握しておきたいというもので、今すぐにお示 しできるようなものにつきましては、個別に委員にご確認をさせていただきたいと思って おります。ただ、いただいている文面のみでは、きょう、趣旨もある程度ご説明いただいたところもありますが、趣旨とか具体的な内容、回答する内容の程度について、私どもわからない点があります。また、私どもだけではなくて、県の関係部局、農林とか環境とか、また関係市にも照会をかけなければいけないような内容もございます。そういう際に、きちんとその趣旨を説明することも必要になってまいりますので、これはお願いでございますが、委員個別に、その質問の内容につきまして、我々のわからないところをご確認をさせていただきたいと思っております。

その際、その資料につきましては、委員個人に対する資料でよいのか、委員会全員の資料とするのか、その辺のところにつきましてもご確認をさせていただきたいな。ただ、全体にかかわるようなこともございますので、できれば、ここの委員会の中で、ある程度基本的なところをご議論いただければ、我々としてはありがたいと思っております。

1点目の話につきましては、以上でございます。

西村 北県民局の河川対策室の西村でございます。

2点目の土谷委員さんからお話のあった内容ですが、現在、宝塚大橋から上流、宝塚と西宮市域まで、1.7キロあるわけなんですが、これにつきまして、第3回の現地視察の折に現地を見ていただきましたマイタウン・マイリバーという形で、整備を進めております。これは、ご意見等で、無機質であるとか、人工的だというご批判をいただいたりしたところでございます。これにつきまして、平成8年より工事を進めておりまして、18年工事完了ということで、西宮市域まで工事は進んでいっております。18年完了といいますのは、右岸側でまだ少し残っておりますが、縦断方向、上流に向かいましては、工事としてはあれで完了です。

先ほど土谷委員さんから、それが上流まで上がっていくというお話でございましたが、基本的には、町を活かした川づくりということで、マイタウン・マイリバーというのは、今の西宮と宝塚の市域で終わりで、それから上流につきましては、通常の河川事業で、要は58年の洪水に対応する断面を上流に向かって改修をしていくという工事になります。

生瀬橋、旧の176号から下流を見ていただいたらわかるんですが、右岸、左岸護岸が ございますが、非常に根が浅い。非常に危険な状況です。そういう中で、河床も低下して きております。だから、16年度、今年度から、上流に向かって、低水護岸、護床河床を安 定させる工事も含めて、上流に向けて事業を進めていきたいと考えております。

委員会とか、そういうお話がございましたが、特に右岸側におきましては、現況護岸が

浮いて、人家が 12 軒ほど連続しております。非常に危険な状況ですので、早急に工事を進めていきたいと、このように考えております。

松本委員長 ありがとうございました。

状況をお伺いしただけで、それについての議論は、きょうは持ち越してよろしいですね。

1つ目の松本補佐の方からご説明のあった件で、資料、データ請求に対する取り扱いについてですけれども、最後の4つ目、回答を質問者に対してするか、委員会全体にするかということについては、皆さんの意見を伺うまでもなく、当然全体に出していただくということで、よろしいですね。

そこに至るプロセスで、ポイントは、基本的にはこれから議論していくそれぞれのテーマのところでお出ししたい、出させてほしいというのが1点です。2点目は、とはいうものの、前回の県の方から説明のあった現状と課題ということに関連して、それを補強、補足していくような全体的な認識にかかわるような資料、データは、事前にできるだけ早く整理して出したいと、こういうことですね。

もう1点は、質問の内容をどの程度、あるいはどんなデータを求められているのかよく わからない部分があるので、それについては、ご質問された委員の皆さんに個々にお伺い をしたい。こういう3点だと思います。

資料・データ請求に対する取り扱いについては、できるだけ早く出すのはこれで出せます、各テーマごとに出しますというふうな振り分けをしてもらって、それを個々の委員さんにお示しいただく。そこのところがわからないのに、抽象的に分けるのがいかぬとか、後日はだめだとか言っても仕方がないので、具体的にテーマの議論のときに出す部分と、事前に速やかに、例えば次回までに出すとか、そういうふうな形の振り分けをしてもらって、それをご質問された各委員の皆さんに回答をしてもらって、委員の皆さんから、いやこれは先に速やかに出すべきであるということがあれば、その旨出していただいて、話が了解がついた部分については、次回にでも出してもらう。ペンディングになる部分、とは言われても出せないんだという部分があるとすれば、それはまた次回の委員会に、それがどういうものであるかということを出していただいて、委員会として判断する。こういうふうな取り扱いにさせていただくことでよろしいでしょうか。もしご意見があれば、伺いたいと思います。

岡田委員 私の出しました武庫川の現状と課題に対する意見書についての文章の中で、 8ページの一番下の部分に、8番と番号を打って、具体的に3つの資料の名称を挙げてお ります。平成7年度公共事業河川総合開発武庫川概略設計他2業務云々というのと武庫川水系武庫川治水計画検討業務報告書です。検討業務報告書は400ページ以上のかなり大部なもので、それを全部の委員に配付してくれと言って、みんな読んでくれというのも、少し無理かもわかりませんが、少なくとも県はこれをもって今後の治水計画の基本としておられると思いますので、ダイジェスト版なり何なりをつくっていただきたいということと、河道計画検討の手引きというのをもとにしてつくったと書いてありますが、そのもとの文書が、お願いすれば、出していただけるんでしょうけれども、一般には恐らくわかっておらないと思います。

こういう文書は、次の会から治水計画のことについて議論しましょうと言っても、すぐに読めるわけではありませんから、エッセンスというか、そういうものはできるだけ早く出していただいて、委員がその間に読むということが非常に大事であると思います。

さらに申し上げますと、その前の昭和39年ぐらいに、武庫川ダムがまだ生瀬ダムと言っていたころの計画が、既に4,800 立米というもので決まっていたわけですから、そういうことが尾を引いて、平成7年度の総合開発の結果も出てきているわけでございます。そこまで言いますと、まるで追及するようになりますけれども、その辺の歴史的ないきさつも、流域委員会の委員としては知っておく必要があるのではないかと私は考えて、具体的にこういうことを書いたわけです。

松本委員長 今岡田委員の出されたご意見のようなことを、今ここで出していると物すごい時間をとりますので、県の方で、これはどういうふうにさせてもらうという話を各委員さんに個別に話を持っていって、そこで詰めてもらう。委員としては、県の対応の仕方が納得いかないということがあれば、改めてそのことについては、事務局の方から報告をしてもらって、取り扱いについては委員会として判断すると。こういう処理をさせていただきますので、よろしくお願いします。

では、今の資料の件については、次回の委員会までに、県の方で各委員さんと個別にやりとりをしていただくということで、終わりたいと思います。

佐々木委員 資料の取り扱いなんですけれども、今後重要な資料として、データもいろんなものがあると思いますので、資料集として集積していくということが大切だと思うので、そのあたりは運営委員会等でまた議論したらいいのではないかと。それを補足させていただきたいと思います。

松本委員長 そういうことも含めて、その件は、そういう処理をしたいと思います。

それから、各委員さんのご発言に関しては、冒頭に言いましたように、次の議題を議論する上での前提、認識としてお伺いすることで、それについての相互の意見は、きょうは省略したいと思います。

次の議題に入る前に、10分間休憩をさせていただきます。40分に再開したいと思います。 伊藤委員 実は私、エコグループ武庫川で、県の補助金をいただいて、大正の初めと昭和 25年と 45年と現在の武庫川の土地利用をGISデータに転換しました。国土地理院の5万分の1、程度はそれぐらいしかありませんけれども、それを8月6日、人と自然の博物館で、午後、発表することにしています。30分しかありませんけれども、支流域別に土地利用がどう変わっていったかということで、無料らしいので、よろしければおいでください。(無料ではなく入場料+資料代で500円必要です)

松本委員長では、休憩します。

(休憩)

松本委員長では、再開します。

冒頭に1つ、私、本日の議事録並びに議事骨子の署名人の指名を忘れていまして、申しわけございません。順番にお願いしていますが、きょうは伊藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

伊藤委員 わかりました。

松本委員長 それでは、議題の2つ目、今後の進め方に入ります。

伊藤委員 話の腰を折って済みません。先ほど終わり際にお話ししたGISを利用した 土地利用の時代変遷、4時代の変遷を分析しておりまして、こういう状況でやりたいと思 っております。

8月6日、火曜日の午後、三田の人と自然の博物館で、地理情報システム学会のバイオリージョン分科会の主催で、流域環境とGISということで、幾つかの発表があります。

内容は、あいさつから始まって、テーマが7個ありまして、30分ずつしかしゃべれません。そのうちの私が今申し上げたのは、14時30分から15時の間に、武庫川流域の土地利用変遷から見た流域管理計画と、大上段に振りかぶっておりますけれども、5万分の1の地図の情報から、それをポリゴンを切って、GISに過去の古いものを全部求めております。それを分析した結果を発表させていただきたいと思っております。

ほかにも、最後から2つ目に、兵庫県の河川の自然環境調査とか、いろいろ興味あるテーマがあると思いますので、もしお時間がございましたら、おいでくださいますようお願

いいたします。博物館の入場料が要るのかもしれないんですけれども、ホロンピアホールは、玄関を通らずに、下の広場から入ると、入館料が要りません。ただ、このときは、県土整備部も共催されている「川の仕組み」企画展を本館でやっていますので、それもぜひごらんください。

お時間をとりまして済みません。ありがとうございました。

松本委員長では、今後の進め方につきましては、冒頭にご説明しましたとおり、前回には中川委員と田村委員からのご提案を一応ご説明いただきました。きょうは、県の河川管理者として、こういうふうな形ではいかがかという県の考え方みたいなものをお聞きして、前回の分と合わせて、これからどう進めていくかということについてご議論いただきたいと思います。

それでは、県の方からの資料の説明をお願いします。

前川 河川計画課の前川と申します。

基本方針、整備計画の今後の検討の進め方の河川管理者としての案を、お配りしております資料3-1から資料3-4で、提案、ご説明させていただきます。

資料3-1、武庫川水系河川整備基本方針・整備計画の検討の進め方(案)ですが、これは最終的に河川整備計画の原案作成までの全体の流れ、関連を左から右に示しております。おのおの大枠の検討ごとに色分けしておりますけれども、一番左にあるのが、現状把握という部分、前回の第4回流域委員会でもご説明いたしましたが、流域全体のこと、それから治水、利水、環境という項目それぞれについて、これらの最終的なアウトプットである基本方針、整備計画を前提として、具体の内容につきましては、前回新湊川と千種川を事例として見ていただきましたけれども、流域、治水、利水、環境の現状を把握する上で必要な主な項目をここで上げております。

その現状把握を踏まえて、課題につきましては、前回の委員会で、河川管理者から説明させていただいた内容、それから本日課題として、委員の皆様から出していただいたもの、 これらをさまざまな視点でご議論いただく必要があると思っております。

右側には、水色の部分で、基本方針の検討事項、黄色の部分で、整備計画の検討事項をお示ししております。これら基本方針、整備計画の検討事項については、流域のいろいろな要件、考え方との関連をあわせて議論していく中で、治水、利水、環境それぞれの項目の検討を行い、基本方針、整備計画を作成する。

この図では表現し切れていないところもあるのですが、基本方針から整備計画までの内

容をあわせてすべて議論して、基本方針、整備計画を最終的には作成するという、この図に示しているような流れになるのか、それとも、基本方針の検討を先に進めていくのかというところも、皆様でご議論していただきたいと考えております。

次に、資料3-2、基本方針と整備計画の記載項目(案)ですけれども、左側に水色で、 河川整備基本方針でどういうことを定めなければならないのかということが、河川法施行 令の中に必要記載事項としてありますので、その内容をオレンジ色の枠で囲んでいる部分 に上げております。

河川整備計画につきましても、右側ですけれども、同様に、青枠で囲んだ部分が河川法施行令で定めることとなっております。

それ以外の細部項目は、河川整備基本方針及び整備計画の準則での内容のほか、これまでの事例等から、記載すべき内容を上げております。

次に、1つ飛ばして、資料3-4の計画高水流量の検討フローを見ていただきたいと思います。基本方針での治水面を考えるに当たって、治水安全度の設定から議論をいただくわけですが、最終的に一番下のところ、計画高水流量の決定まで、これは河道で分担する流量を決めるのですけれども、その途中には、例えば河道、ダム、また流域でどれだけの内容が対応可能かを検討し、それらの最適な組み合わせを定める全体的な流れとなっております。

これまでの内容を踏まえて、1つ戻りまして、資料3-3、主要項目の検討スケジュール(案)、A3縦長のものですが、基本方針、整備計画の主要な検討項目にどういうものがあるのか、またそういう項目一まとまりをどこで検討する必要があるのかを大まかなスケジュール(案)としてお示ししております。

これらトータルを平成 16 年度、17 年度で議論、実施していただくということをお願い しているところです。左側には基本方針の検討項目、右側に整備計画の検討項目を記載し ております。

基本方針の内容検討ということでは、項目のFというところまでで、あと、G、H、Iというところで、原案の提示、意見交換、それから流域委員会としての提言をまとめていただくこと、その後、提言をいただいて、河川管理者である我々が基本方針の案をお示しし、意見交換をするというような流れを順に上げております。

それから、整備計画の具体的な進め方では、基本方針の検討と並行ということになる部分もありますし、時間的にはずれることもあろうかと思いますけれども、 a から d のとこ

ろ、主要な項目ということでまとめております。このような内容検討を踏まえて、整備計画についても、同様に提言をいただく。また、それに基づく計画案を提示し、意見交換を するというような流れを上げております。

なお、真ん中の矢印については、例えば、両者の関係ということで、左の基本方針レベルでの項目Bの治水安全度を具体的に考える場合には、整備計画レベルでの項目aの治水安全度をどの程度とするかということを考える必要がありますので、その部分については、両者の議論をあわせて行っていただく必要があるのではないかということで、関連項目として、矢印でつないでおります。

これら基本方針、整備計画の検討についても、具体的な項目をいつ、どの順番で検討するかを、先ほどと同様にご議論いただきたいと考えております。

このような基本的な流れのもとに、基本方針、整備計画のスケジュール案の大枠を河川 管理者として提案させていただきました。

簡単な説明でございますけれども、以上でございます。

松本委員長 ありがとうございました。こういうフローで、県の方は考えているという案であります。当然ながら、前段でご議論がありましたように、委員の皆さん方のお考え、あるいは先ほど皆さん方からご発言をいただいたご意見と比較すれば、食い違う点、足りない分、多々あるかと思いますが、前回ご提案、ご説明いただきました田村委員と中川委員の問題提起とあわせて、これからどのようにやっていったらいいか、あるいは今県から説明していただいた進め方についての問題点とか過不足の点とかをご指摘をいただければ、そういうことをあわせて、これからの当委員会としての進め方として取りまとめていけるのではないかと思います。時間的には1時間弱しかございませんが、とにかくご意見をお出し願いたいと思います。

奥西委員 質問をしたいんですけれども、先ほど現時点では絶対反対だと申し上げましたが、一通り読んだ印象としては、これは旧河川法にいう河川工事基本計画を決めるためのフローであって、新河川法の趣旨に沿ったものとは言いがたいような気がするわけです。

そのことについてお聞きしたいのは、ソフト対策とハード対策との関係をどういうぐあいに考えるかということが必要なんですが、そういう検討は、このフローのどこに含まれているのか。もう1つは、超過洪水対策についての検討はどこに含まれているのか。ついでにお聞きしたいのは、新河川法の趣旨という立場から、田村提案、中川提案よりもこの提案の方がすぐれていると考えられる理由を教えていただきたいと思います。

田村委員 今の奥西委員の意見に関連するんですけれども、私も、前回第4回委員会で、 このフローを提案しました。これをどういうふうに評価されて、今回の提案をされたのか、 その辺の背景とか理由をちょっと教えていただきたいと思います。

中川委員 私も、今の田村委員と同じです。参考にされた点があるのでしたら、その点、 ないのでしたら、その点をお聞かせいただきたいと思います。

松本委員長では、県の方からお願いします。

松本 まず、奥西委員からの3点でございますけれども、ソフト対策、もちろん超過洪水対策につきましても、事例の中で、これまで新湊川とか千種川で、幾つかの項目につきまして、そのようなことを書いているものを示しておりますが、資料3 - 2、先ほど説明しましたけれども、左側は河川整備基本方針、右側は河川整備計画ということで、オレンジとか青でかいているものを定めるということが決まっているということを皆さん方にお示しするために、これをつくっております。

ソフト対策とか超過洪水対策というのは、大きくは、河川整備基本方針で言いますと、 1の の河川の総合的な保全と利用に関する基本方針という中で、その辺のところはうたい込む。それから、河川整備計画については、具体的な話としては、1番の河川整備計画の目標に関する事項の 河川整備の目標という中で、例えば超過洪水であれば、3)洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標というようなところで書いていくということになろうかと思っております。

さらに、具体的な細かい話につきましては、2番の河川の整備と実施に関する事項の一番下の その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項ということで、河川情報の提供に関する事項とか、地域や関係機関との連携に関する事項。そういうものを特にどこに書かなければいけないということではございませんけれども、基本方針なりで書いたこと、それにつながる形で、整備計画というもので、具体的にどこかで書いていくというような形になろうかと思っております。

もちろん、これは河川整備基本方針、整備計画というような二本立てで、新しい河川法に基づく計画ということで、旧河川法の内容でやっているということではございません。 そういう部分を引き継いでいる部分は、多分にあると思いますけれども、そういうようなことでございます。

それから、田村委員、中川委員の言われたことと共通するんですが、田村委員、中川委員の提案とどう違うのかというお話だったと思いますが、我々は、特に法律上の規定の中

で定めなければいけないものはこういうものだ。例えば、流域というようなものをどの程度まで勘案して河川の法的計画をつくっていくかという大枠はこういうことになっているということをお示ししたいということで、詳細につきましては、田村委員のお示ししいただいたああいうものに基づいてやろうというふうにも考えておりますし、それらを具体的に検討していくに当たっては、中川委員のお示しいただいたような原因とかその辺のところは、一番初めに我々がお示ししている現状把握なり課題の抽出のところで、本日ご議論いただいたようなことも含めて、十分な原因把握をして、その対策を考えていくというプロセスになろうかと思っております。

それにつきましての最終的なアウトプットから考えると、資料3-3のところに、基本方針、整備計画全体としては、主な項目としてこういうものがある。それぞれの項目のところをどういうようにまとめていくかというのは、またご議論いただく必要があるかと思いますけれども、まとまりとしてのものは、こういうものが主な項目としてあるのではないか。我々としては、先ほどの基本方針、整備計画で定めることはこういうことだというものを踏まえて、計画の中に盛り込んでいくということを考えて、全体的な2カ年の主要な項目はこのようなものと考えています。ですから、順番なり、それぞれの項目での検討の流れというのは、お二人からご提案いただいたものについてやっていくということはもちるん考えております。

松本委員長 今のことについて、何かご意見ございますか。

酒井委員 奥西委員がおっしゃったように、改正河川法というものの精神が、川は洪水を安全に流下させるということから一歩離れて、川の再生というか、自然の川ということに配慮されたものでなければならないと思うんですが、基本方針の中に、生態系の保全、再生という言葉がございますけれども、そういったものが、流域の暮らしと川というものをもう少し掘り下げたものでなければならないと思います。そういったことが、検討課題の中に入っていると言えば、それまでのことなんですけれども、今後の新しい川のあり方をめぐっては、基本的に生態系の保全、再生、また過去につくってきた川の反省というふうなことも踏まえて考えなければならないんじゃないかと思います。

田村委員 今県さんのご説明の中で、これが法に基づいた流れであり、制定する項目だということなんですけれども、最低限これはそういうふうにしないといけないという理解はしています。ですが、これの提示のされ方だと思うんですね。前提条件なしに、これがぼんと出てきますと、県はこれしか考えていないというふうに誤解されるんじゃないかと

思います。

例えば、私が提案しましたフローの中で、B - 3の中のこの項目が基本的に整備方針なり整備計画に当たりますというような提案のされ方でしたら理解できるんですが、これがぽっと出てきますと、私の提案したフローに対する対案というような受け取り方をしがちなんです。その辺、どういう理由で、どういう評価をされたんですかということを聞きたかったんです。

松本 田村試案というのを見せていただいて、A - 0 から A - 3 というところ、具体的なアウトプットとしての B - 4、5 というところがありますけれども、我々は、アウトプットの方は、法的にこういうものを定めなければいけないというところが常に頭にあるものですから、そこをにらんで、それまでのものは、大枠としてこういう流れになるんだというものを皆さん方にきちんと認識していただきたいという面で書いております。

田村委員のものは、前段のところを書かれているわけでございますけれども、そこの関係がもう一つ見えにくいんじゃないかなというような印象で、我々は提案させていただいたということでございます。

松本委員長 県の実務者としては、基本方針、整備計画のアウトプットをどうするかというふうなところが気にかかって、そっちに重点を置いたようなフローになっているということで、そこへ至るプロセスでは、中川委員、田村委員の提案のような広い観点からの議論は当然行う。酒井委員の指摘されていることについても、そこから入るというふうな今のお話だったように思いますが、このあたりについて、なおご意見がございますか。

佐々木委員 私、土木と都市計画と両方のジャンルに居るものですから、これの違いというのがすぐに判ったんですけれども、県の方は、河川という土木構造物を造るという法的な側面から入っていった部分での進め方であるのに対して、田村委員の方は、都市計画的、まちづくり的な側面を切り口として、これまでの経緯とかそういったもので、総合治水を超えた楽しい川づくり、高齢者も含めた、福祉、総合といったところまで取り込んだ、まちづくり的な河川の整備計画の策定の流れとしたものを捉えられたと思うんです。

今回の委員会では、武庫川らしさというところで、そういったところをどんどん反映していったらいいと思うので、私の目で見ると、双方偏った部分があるように見えるんですけれども、そういうものをまぜ合わせることによって、どんどん良いものができていくのではないか。どちらが良いという議論をするような段階ではないと思います。

松本委員長 今の件に関して、ご意見があれば伺いますが、基本的には、県の案を採用

するか採用しないかという議論ではなくて、県の実務レベルから見たアウトプットを重視 するとこんな考え方になっている。ただ、プロセスでは、田村委員、中川委員の提案は重 視してやらねばならないという見解が示されましたので、当委員会としては、先ほどの皆 さんのご意見の中でも、もっとソフト面を重視しなければいけないということが指摘され ていますので、そういうことを盛り込んだ議論をしていくんだ。そのように受けとめるこ とで、先へ行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡田委員 資料3-1の基本方針検討事項という水色で囲ったところの治水ですが、奥西委員が言われましたように、現在では、超過洪水対策というものが、平成12年12月の国の河川審議会が提案した方策にもはっきり書いてありますし、現在河川工学者の意見では、川はあふれるということを前提にして考えなさいということが主流になっていると思います。治水の1から7までの中に、それも含んでいるということであると思いますが、やはりそういうところは、新しい河川法、及び現在の河川の治水に関する考え方として超過洪水対策を立てる。横の黄色いところで、治水のソフト対策というようなことが書いてありまして、検討していないということではないんですと言われるでしょうけれども、これだけを見ますと、奥西委員が言われたように、旧河川法の趣旨に基づいたような論旨で進めてあるというように考えざるを得ない。その辺はもうちょっと補強していただいた方がいいのではないかと思います。

奥西委員 結論は、佐々木委員の言われたことと同じなんですが、少し敷衍させていただきますと・- 敷衍以上のものになるかもしれませんが、河川管理者が当然基本方針の案を出されるわけで、そのためにこういうことをやりますということであれば、十分理解できると思います。我々の委員会は、河川管理者にかわって基本方針をつくるというものではないと思うので、また別の見方というのがあってこそ流域委員会としての値打ちが出てくるわけで、その点から言って、むしろこのレールにはまり込まない議論をした方がいいのではないかという気がします。

特に、先ほど岡田委員も言われましたように、超過洪水の考え方、ソフト対策の考え方、 入っているということでしたけれども、よく見れば、その文字の裏に入っているというこ とでは、我々の委員会としては不足で、まずそこから始めるべきだと私は思っているわけ です。

そういう意味で、我々の委員会としては、河川管理者がこういうフローを持っておられるということは心にとめつつも、田村提案、中川提案に沿って進めるのが適当ではないか

と思います。

松本 岡田委員がおっしゃっている超過洪水ということに関連しまして、河川整備基本方針にしても、河川整備計画にしても、基本的には法定計画でございます。例えば、目標というのを常に書くわけでございますから、そこまでは河川管理者として責任を持つんだと。目標を掲げておきながら、それが完成したにもかかわらず、人命が奪われたり洪水が起こったりした場合は、河川管理者としてその責任を問われるということになるわけです。法定計画でございますので。

ということなので、定めることというのは、すべて責任を持つんだという形で書くわけです。ところが、超過洪水対策というのをどうして書いているのかといいますと、それだけでは何ともならない状況が、福井や新潟で今回もありましたけれども、そういうような状況が起こっている。そういうものについては、その目標の中で、プラスアルファの話として、いろんなことを考えていかなければいけないということで書いているものでございます。要するに、超過洪水対策というのは、目標を超えるというものでございますので、その辺は、議論すればするほど、いろんなところを考えることにはなりますけれども、この計画の中に盛り込むということでは、一定の限界があるんだということを我々は思っております。

奥西委員が言われました別の見方という意味では、河川管理者がつくるということについて、委員会として別の見方からご議論いただくというのは、当然我々理解しておりますけれども、それとは別に、我々としての法的につくる計画というものだというご認識をお願いしたいなと思っております。

中川委員 今回、県の方で考えておられるスキームをお示しいただいたんですが、今までの議論も含めて、少し自分なりに整理をかけてみますと、次のような点で違いがあるのではないかと思います。

先ほどおっしゃられた奥西委員のお話とかぶってくるんですが、1つには、先ほどから、 法律で定めがあるので、アウトプットを見るとこういうスキームにならざるを得ないというふうにおっしゃられているように、法律があるから、つくらなければいけないという・ ・必要性は法律ですね、それに基づくと、どう考えても、こういうスキームにしかならないだろうというのは理解いたします。そういう意味では、奥西委員がおっしゃったのと同じように私も理解しています。

一方、雨が降ったら、うちとこ、水つかりそうやねんというところも、実際問題、武庫

川流域の中にはあるんだというのは、我々、視察で見聞きした部分だと思います。そういうふうに、課題があるから対応したいんだという、課題に対するニーズ、そこの部分に1つ計画なり方針なりというのが絡んでくる。絡んでくるだけであって、問題は課題である。

このように、法律があるから検討しなくちゃいけないというのと、もう1つは、課題があるから検討しなくちゃいけないという点の違いです。住民の側から見れば、法律があるから云々ではなくて、課題があるから検討しなければいけないということだと私は思っています。恐らくその違いが出てきているのではないのかなと、私なりに理解をします。

そういうふうに考えますと、原案を県の河川管理者として作成するんだということですから、県の河川管理者の内部として、このスキームで検討していただくのはしかるべきだろうと思いますし、そのようにやっていただいたらよろしいのではないかと思いますが、流域住民である私たちが考えなければいけないことは、課題に対してどう考えるか、あるいは武庫川、昔から暴れ川と言われてきた武庫川に対してどう向き合っていくのかということを議論していくことではないかなというふうに思います。

というふうになってきますと、例えば、資料3-3の項目B、これはかなり早い段階、このとおりに流域委員会が進むと仮定するならば、次回、あるいは次々回ぐらいに検討するであろう治水の検討、治水安全度というのが一番最初に出てきておりますけれども、恐らく治水安全度の話をするだけで、本日各委員から非常にたくさん出てきております項目のほとんどすべてが絡んでくる話なのではないかと思っております。その中にはどのような課題があるか。それは武庫川の現状と課題をどのように認識するかということとダイレクトにリンクしていると思います。直結していると思います。

最終的にもう一度整理しますと、河川管理者さんとして、このようなスキームで、原案の作成に今から臨んでいかなければならないというのは、そのとおりにやっていただいたら結構かと思います。ただ、流域委員会がこの項目どおりに検討していかなければならないということでは決してないということがまず1点。

次の点として、では、流域委員会は、何をベースとして考えなければいけないのかというと、課題から出発して、武庫川とどうつき合っていくのか、つき合い方をきちんと議論 していくべきではないのかなと思います。

今はとりあえずその点を発言させていただきたいと思います。

酒井委員 今、中川委員のおっしゃったように、委員会としての主体性というのははっきり持っていくべきだと思います。同時に、今話題に上がっておりますように、地球温暖

化もいよいよ深刻になってまいりますし、いつどのような豪雨に見舞われるか、武庫川があす見舞われるかもわからないという状況の中で、我々はやっぱり結論を急ぐべきであるうと思います。

同時に、ダム是か非かという問題の中で、我々は、代替案について、いろんな選択肢を 俎上にのせて検討していかなければならないと思います。同時に、川は、河川課だけでな しに、まちづくりも農林もすべてが川にかかわっていく。その帳じりを川が持っていると いうことであって、原因は、常に山であり、ため池であり、田地であろうと思います。

現在、流域の抱えている問題の中で、1つ、流域にある全農地が年々非常な勢いで荒廃していくといいますか、水田の用をなさないような形で、農地が荒廃しておりますことと、地域農民の中で、40%の転作、田んぼに水を入れてはいけないという転作を余儀なくされている実態、過去においては、その田んぼ1枚1枚に水をたっぷりはって、それが洪水防止に大きな役を果たしてきたと思うんですけれども、現状ではどうなったのかということ、それから、武庫川流域には1,000を超すため池がありますけれども、そのため池が何らかの形で下流に洪水を起こさせないための役割が果たせないか、そのための費用はどういうことなのか、またため池を管理する人たちの考え方はどうなのかというふうなことについても、いよいよ一歩を踏み込んで考えていかなければならないと思います。

という意味で、私が提案したいのは、この場に農林もまちづくりも同席すべきであると。 県の農林部も、傍観者でなしに、当事者としてこの委員会に参画すべきであるということ を提案したいと思います。

伊藤委員 今の酒井委員に大賛成です。河川課だけじゃなくて、農林部局、環境部局も、 ぜひこの席に入っていただきたいと思います。

奥西委員 ただいま出た意見につけ足したいんですけれども、先ほど県の方から、河川管理者の責任がどこまでということをきちんとしてほしいし、する必要があるという意見がありましたが、それは必要なことではありますけれども、新河川法の趣旨から言えば、河川管理者だけが責任を持っているわけではないわけです。流域住民の責任においてやるということも必要なわけです。特に、それは超過洪水対策において、河川管理者と流域住民がいかに協力していくかということが重要になるので、その辺について、流域委員会の果たす役割というのが大きいと思います。したがって、流域委員会の議論を河川管理者の責任ということに限定すべきではないと思います。

松本委員長 これに関連して、ほかにご意見ございますか。

田中 先ほど中川委員の方から、河川法があってのこの委員会とか、この議論あるいは課題が先ではないか、といったご意見があったわけですが、私ども河川管理者としましては、当然両方を考えております。河川管理者というのは、河川法に沿った河川管理、また河川の保全等やっていくわけですが、それを進める中で、前回の第4回で、武庫川に対して私どもが抱えております課題というものをご説明したと思います。その課題を解決するためには、今の河川法に沿った中で、我々がどこまでやっていくべきか、どこまでしなければならないか、そういったことを現在模索しています。それを河川管理者だけではなくて、流域委員会の委員の皆さん方で議論していただくなり、きょう傍聴していただいています皆さん方のご意見もいただきながら、河川管理者が持っている課題だけではなくて、皆さんが持っておられる課題を含めて、全部ぶち上げて、この中で議論していただく。そして、それを河川法に基づいた形で計画策定をし、実施をしていくというのが我々の進め方ではないかと思っております。

その中で、今総合治水対策として進めるべきであるというご意見をいただいていますが、まさしく私どもも、河川法が改正される前から、そういうふうに考えております。武庫川ダム等議論されている中でも、平成12年の県会の中で知事が述べておりましたけれども、ゼロベースからやるということと、加えまして、今後の武庫川の治水対策は総合的な治水の観点から進めていくということも申しております。その観点で、私ども、この武庫川流域委員会も設置させていただいて、それに関して議論していただくと、そういうふうにも考えております。

もう1点、河川管理者だけではなくて、農林部局なり、環境部局なり、いろんな部局がここに入っていいんじゃないかというご指摘があったわけですが、私ども河川管理者の責務の中で、委員会を立ち上げさせていただいて、今運営しているわけでございますが、これとは別に、前にもご説明させていただいたと思いますが、庁内で、そういう関係部局が連携して、武庫川に関連する事項に対して議論する場として、庁内検討会というものを設置して、今議論しております。現時点では、ちょっと休止の状態といいますか、動いていない部分もあるわけですが、今流域委員会で議論していただいている内容によりまして、我々は、それを庁内検討会の中で再度議論を進めていき、それをこの委員会にまたフィードバックしていきたい。そういうふうに考えておりますので、今のところ、関係部局というよりも、河川管理者の方でこの流域委員会を運営していきたいと考えております。

村岡委員 先ほど奥西委員のおっしゃったことは、そのとおりだと思いますし、ただい

まの課長のご説明も、県の立場として、あるいはこれから法的にこういう議論をやるにしても、当然だと思います。ただ、地域住民等にとっての不安からいきますと、それがもう一つ釈然としない。どこでどういう議論、方法を取り上げてもらえるのか、その辺は非常に不安なところがあると思います。

治水を考える上で、一番基本となるのは、私は、資料3 - 4 に載っているフロー図だと思います。ただ、このフロー図は、非常に見にくいんですね。私の言いたいところは、1つの河川に沿って、自然の状態で、どれだけの洪水が起こり得るかというのが、基本高水流量の決定なわけですが、考えられる確率降雨に対して、基本高水が決定されると言っても、これは上流の河道から下流の河口に至るまで、同じ値ではない。だから、実際の計算に当たっては、その河道に沿って基準点みたいなものをつくって、その基準点ごとにどれぐらいの基本高水かということを計算していくことになると思います。

そうしますと、上流のA点という基準点、その次にあるB点という基準点、その間に関与するような住民とか地域の課題、こういったものをそこで議論しないといけない。そういうふうな受けとめ方でやっていかないと、漠然と1本の河川で、上は上、中流は中流、下は下で、いろんな問題を論議しましょうと言っても、現実的に難しい面があると思います。

基本高水が設定されている河道に沿って、その地域ごとで、どういう課題があるか、そして、その基本高水ではぐあいが悪いところを計画高水に変えていくわけですから、そこでまた、どんな施策を講ずるかということになると思います。

今まで聞いておりますと、どこかの基準点でもって、ダムをつくらないといけないというふうな問題になっていまして、すぐそこに議論がいってしまう嫌いがあります。間違ったことは言っておられないけれども、現実の検討の段階になったとしたら、そういう考え方でやるんだ。地域の方々の抱えている問題はそこで議論していって、それの積み上げとして、全河道で、上流から下流まで、健全にその河川が機能するかどうか、あるいは治水として機能するかどうか、環境はどうかということを考えていくべきだというふうに考えます。

佐々木委員 今のフォローみたいなものなんですけれども、私の出しています今日の資料の 47 ページを見ていただきますと、県の出されたフローと同じものが、この一部分を選択していくことによって到達できるようになっています。今のお話をこれで見ていただけると解るんですけれども、ダム計画というのは、いろいろあるうちの 1 つなんです。これ

だけある中で、どれだけピックアップしていくかというところで、そこに固執せずに、可能性みたいなものを含めて考える。県の方の出されている部分というのは割とターゲットを絞ってしまっているような考え方なので、もっと広い意味合いで、全体をのみ込んで、まあ総合治水はちょっと意味合いが違いますけれども、こういう部分にもやはり総合治水というものを反映していただきたいと思います。

松本委員長 ほかに、ご意見ございますか・・。

なければ、今何人かの方から出た意見について、県の方から何か発言ありますか・・。

では、今後の進め方というのを、詳細というよりも、先ほどから出ているのは、基本的な大枠のところで、県から説明された枠組み、フローと、当委員会の委員の皆さん方からご指摘されているものとの違い、どこにポイントがあるかということが大体明らかになったということだと思います。委員会としては、先ほど来委員の皆さんからるるご指摘がありますように、言葉で言えば、まさしく総合治水、地域、地域の状況を踏まえて、総合治水の観点から検討を重ねて、計画をつくっていくんだということ、このペースでいくべきであるということについては、ほぼ一致しているかと思います。県の方も、そのプロセスについては、特に異論を述べておられるわけではないので、基本的には総合治水の観点からやる。そのための委員会であるんだということは、先ほどの課長の発言でも明言されております。

したがって、当委員会としては、総合治水の観点から、住民のニーズ、課題の観点から幅広く検討していくという方向で、県で出されたアウトプット、法に基づく狭い意味での管理者責任という部分に限定したものではなくて、新河川法の趣旨に基づいた幅の広い議論をやって、そこから結論を導くんだという基本的な方針、枠組みで進めていくということで、よろしいでしょうか。

具体的には、それに基づいたものは、どういう議論をしていくかということになりますが、これも、何人かの方々から出ていますように、まず治水の問題から入っていくことについては、それはそれでいい。治水の問題というのは、いろんな問題点が全部出てくるわけで、酒井委員から再三ご指摘されているような人と暮らし、水という問題も、そこに絡まってくる。ですから、そこから議論をやっていくことについては、それでいいのではないかというご意見だと思います。

細かいところは、これからどんなことを検討しなければいけないかということは、県の 出している案に加えて、皆さん方からご支持の多かった田村委員、中川委員のチャートを 組み合わせて、どういう議論の展開、あるいは調査活動が必要になるかということを改めて組み立てていくと。具体的な議論に入っていくには、とにかく治水から入っていこうではないかというのが、きょうの集約されたご意見かと思いますが、これからの進め方については、大枠としては、そういうふうな形で確認をさせてもらって、よろしいでしょうか。

岡田委員 委員長の前に発言させていただいた方がよかったかもわかりませんが、資料 2 - 3、私の意見書の 12 ページに、武庫川総合治水対策の検討手順について(案)という 表を出しておりますが、河川管理者の方はご存じのとおりで、この書類は平成 13 年 1 月 19 日にいただいたものでございます。

ここを見ますと、先ほどから皆さんが言っておられましたようなため池の活用から校庭の貯留から、あらゆる問題が全部書いてあるわけです。ハザードマップの作成は市町ということになっていますが、そういうことまですべて書いてあって、やらなければいけないことは、全部ここに網羅されていると思います。

ところが、それが、今の田中課長のお話では、休眠状態であるというのは、13 年から 16 年まで 3 年間ほど冬眠していたわけでございますから、それはちょっと長過ぎるんじゃないか。今までの間、これだけ準備会議やら流域委員会やらある間に、こういうことを再発掘して、寝ていた子を起こして、ここに書いてありますような農政課とか、地域政策担当とか、ちゃんと分野までわかっているわけですから、こういうことは早急に進めていただきたいと思います。

ちょっと苦言を呈するようでありますけれども、実際そうお願いしたいのが、住民としての気持ちであります。

田中 今の岡田委員のご意見について、別に反論する意味ではないんですが、休眠状態というのは、私の表現の仕方がちょっとまずかったと思いますけれども、実際、具体的に流域内のため池の状況なり、森林の状況なり、そういったデータベース的なものを今までずっと蓄積してきております。それは、岡田委員の意見書の 12 ページ、13 ページに書いてありますが、関係部局にそれぞれお願いしているということです。したがって、休眠というか、活動していないという意味ではございません。それをもって、流域委員会でいろいるとご議論していただいた中身を、関係課にさらにフィードバックしていきたいと考えておりますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

松本委員長 今岡田委員の指摘されたことは、きょう確認した各委員からのデータ、資料の請求の中にもかなりの部分が入っていたかと思いますので、これからの議論の中で、

こうした県の検討、蓄積されているデータ等も出していただいて、そういう観点からも議論をしていくということの確認で、よろしゅうございますか - -。

では、具体的にはどんな手順でやっていくかということ、例えば、酒井委員が再三ご指摘されている人と暮らしというふうな観点からは、どんなバックデータが要るのかとかいうふうなことについては、まだ手探りでございますけれども、そうしたことも含めて、どんな作業があるかということを運営委員会で一遍整理をしていく。同時に、かといって、枠組みの話ばかりしていても仕方がないので、きょう県が示された中で、先ほど皆さん方から一応ご了解を得ている治水から入るということについて、何をどう検討、議論していくのかという議論の仕方については、27日の運営委員会で、少し整理した形で、次の議題として、改めて運営委員会から提案してもらうということで、よろしいでしょうか・・。

では、そういうことで、2つ目の議題、今後の進め方についての当委員会の基本的な方針と大きな枠組みについては、終わらせていただきます。

時間も少なくなりましたけれども、3のその他につきましては、1つは、運営委員会の協議結果にございましたように、第1回のリバーミーティングを開催するということ、2つ目には、ニュースレター等を発行するについて、広報担当委員を運営委員の皆さん方から選任する、こういう段取りを提案しております。これについての委員会としてのご確認を願いたいわけであります。

まず、リバーミーティングにつきましては、第1回のリバーミーティングを9月4日、 土曜日、 100 人程度の会場の規模で開催するという案が提案されております。

第1回リバーミーティングは、主として、これまでこの委員会に関心を持っていただいた傍聴していただいた方とかを対象として開くんですが、傍聴者に対してご案内するすべが、まだ名簿が整っておりません。そういう意味合いでは、いろんな手段を通じて広報はするとしても、必ずしも傍聴をされた方に限らず、第1回ですから、この流域で、流域委員会に対して関心を持っていただいている方に集まっていただいて、かなり幅の広い意見を伺って、委員の皆さんとご議論するというふうな位置づけで、第1回を設定しております。もちろん、9月4日のリバーミーティングには、流域委員の皆さんも可能な限りご出席していただいて、直接流域の皆さんと意見交換をする、あるいは意見を聞かせてもらうという場にしたいという趣旨であります。

この件に関して、ご意見があれば、伺いたいと思います - -。 会場は決まりましたか。 木本 会場の件ですが、現在、9月4日、土曜日、逆瀬川駅前のアピアホールを仮予約しております。

松本委員長 時間は。

木本 終日押さえていますが、準備の関係がありますので、午後1時ごろからが適当かと思います。

松本委員長 9月4日、土曜日、午後 - - 1時半の方がいいですね、午後1時半からという日程で、広報していきたいということであります。

法西委員 ちょっと質問ですけれども、リバーミーティングに参加する人は、発言内容、 発言の題目、何分ぐらい必要かといったエントリーはどうするんですか。 運営委員会で大 体決まっていますか。それとも、これからするんですか。できたら、次の7月27日にそれ を諮ってほしいと思います。

松本委員長 きょう、やることを確認していただければ、27日に運営委員会を設定しているのは、その広報のこともあるんですが、前回の運営委員会では、第1回ですから、事前に申し込み登録とか、発言の申し込みとかいうのはとらずにやったらどうかというふうな意見がありました。かといって、全くだれが来てくれるのかわからないということは困るから、申し込みは、一応案内すると。申し込みがなくても、当然出席してもらえる、来てもらうという形で取り扱ったらどうかというふうなことで、現時点では推移しています。その辺に関しても、ご意見があれば伺いたいと思います。

伊藤委員 運営委員会ではなくて、本委員会で、そういう議論をされた方がいいと思います。運営委員会は、いつやるかとか、そういうことを決めるのであって、本委員会で議論していただいた方がいいと思います。

もう1つ問題は、100人の人を集める広報が全く弱いと思います。その方法をどうするかということについて、議論していただいた方がいいと思います。

松本委員長 伊藤委員のご提案のとおり、2点に関して、ご意見をいただきたいと思います。

土谷委員 質問ですけれども、私、この前の運営委員会で、市の広報だと全戸配布になるので、そこで宣伝してもらったらどうでしょうかと言っていたんですが、全市でそれは 宣伝してもらえることになったんでしょうか、事務局の方に伺いたいんですけれども。

木本 リバーミーティングの開催については、きょうの委員会で決まると思いますが、

事前に事務局の方で各市に広報紙の日程、9月4日を前提として調整をしております。一応9月4日ということで、流域の7市の広報紙に8月の中旬もしくは下旬、神戸市さんにおきましては9月1日に出る広報紙に、掲載を今お願いしております。

9月4日のリバーミーティングに関しては、各市の広報紙に、枠の大小はあると思いますが、掲載をできるという見込みで、動いております。

あと、県の県民だよりという広報紙がありますが、これにつきましては、発行日が9月5日ということで、9月4日に間に合わないという状況ですので、これについては、日程、締め切りの都合で、今回は行わないということで考えております。

松本委員長 加えますと、本日ここで確認をされれば、そんなに大層なものでなくていいので、直ちに案内のチラシ、開催の告知チラシをつくってもらって、それを各県の出先機関、あるいは市に置いてもらうだけではなくて、委員の皆さん方にも、1部の案内ではなくて、10部なり20部なり、あるいは必要があれば、100部でも200部でもお送りして、それぞれのルートでも配付していただくというふうにしてはどうかという話も、私の方から事務局にしています。そういう意味合いで、皆さん方もお引き受けいただければ、あるいは、どこどこへ何部送ってほしいというふうな要請を事務局にしていただければ、直接送付するということにしてはどうかという話もしております。

その辺も含めて、異議がなければ、そのように取り扱いたいと思います。

奥西委員 つけ足しの提案ですけれども、準備会議で、流域委員を公募したときに、六十数名の応募がありました。その住所はわかっていると思いますので、そういう方々にぜ ひ出席してくださいとはがきを差し上げても、決して失礼にはならぬと思います。

草薙委員 リバーミーティングで、テーマをある程度絞ってやるのか、最初ですから、フリートーキングで、勝手にどんどん皆さんのご意見を拝聴するのか。だけど、会を開くためには、ある程度その成果が欲しいものですから、事前にテーマを絞って、こういうことに対して今回やりますということを案内のチラシの中に入れていただいた方が、より効率的だと思うんですが、その辺、いかがでしょう。

松本委員長 その件に関しましては、運営委員会では、第2回以降では、かなり具体的なテーマに絞って、そのテーマにふさわしい地域で開くとか、あるいは地域ごとに、いろんな地域で開くとか、テーマ、課題を絞って、とりわけそういう対象者に案内をするとか、そういうものでやっていくことを前提にしておりますが、第1回については、一応テーマ

は絞っていない。そういう意味合いでは、武庫川の現状と課題に関して、流域の住民から広く意見を聞く。とりわけ、次の議題で説明しますが、この流域委員会が発足して、実はまだニュースレターが出ておりません。それに対して、どのような期待、あるいは意見があるかということも受けたいということでいいのではないかという話になっております。

木本 奥西委員の方から、公募委員に応募された方にも案内を出したらどうかというご 意見がございましたが、個人情報の取り扱い等がございまして、案内を出すという前提で 応募をされていませんので、はっきりした結論は現在わかりませんが、その辺の取り扱い を所管しているところと協議した上、出すか出さないかの判断に入るかなというふうに思 っております。

松本委員長 議論する時間が惜しいので、私、勝手に処理しますけれども、奥西委員のご提案というのは、関心を持っている人にはできるだけ周知をしようということですから、そういう意味合いでは、公募委員に応募された方というのは最も関心を持っておられる、最右翼に属する方だと思いますので、手続上の問題はよくわかりませんが、当委員会としては、ぜひそういう方々に案内を出してほしいという要請をするということで、よろしゅうございますか・・。

特にほかにご意見ございませんか・・。

先ほどの事前に申し込み制をとるというのは、出席者の事前掌握をしたいので、できれば、そうしようか。ただ、当日でも結構ですというふうな形の取り扱いをするという前提です。それから、発言の事前通告というのは、これをやるとかなりしんどいだろう。そのときのいろんな発言に付随して、あるいは当委員会の主催ですから、委員会がいろいろ説明したことに対して、触発されて出てくることもありますので、少なくとも今回は、事前の発言通告選定はしないというのが運営委員会の提案でありますけれども、この件に関しても、異論があれば、ご意見をいただきたいんですが、よろしいですか・・。

では、申し込みの件は、そのような取り扱い、それから、発言の事前の通告とか発言者の選定はしない。可能な限りの案内を出す。それから、委員の皆さん方にも、それぞれ何部お送りしましょうかという話の調整を何らかの形でして、あるいはそれぞれから幾ら送ってくれということを事務局に言っていただいて、皆さん方にもご協力願うというふうな取り扱いで、とりあえず第1回を9月4日に開くということで、よろしゅうございますか

では、それは委員会の確認として決定させていただきます。

もう1つの広報担当委員ですが、9月4日のリバーミーティングを開くに際しても、3月以降の当委員会の広報が、印刷物としてはできていないわけです。ニュースレター等の定期発行とリーフレットをつくるということを決めていますが、今は間に合っておりません。ニュースレターは委員会が責任を持たなければいけないので、委員の皆さん方から、自薦、他薦で、担当編集委員を受け付けていきたいというのが運営委員会からの提案であります。それでご異議がなければ、期限を切って、事務局で受け付けたいと思います。その件が1点です。

もう1点は、編集担当委員が決まってからではちょっと間に合わないので、とりあえず 第1号は、第1回から本日第5回まで、立ち上がって、こういう議論をしてきた、こうい う方針でこれから議論をするということで、委員のメンバー等含め、早急に出すと。事務 局で案をつくってもらって、運営委員会で確認、チェックをして、とにかく第1号を出す ことにしようということも、運営委員会で話をしてきましたが、これについても、ご異議 がなければ、そのように取り扱いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

では、そのように取り扱わせていただきます。

編集担当委員の自薦、他薦の締め切りは、いつまでにしたらよろしいですか・・。とりあえず、27日に運営委員会を開きますので、前日 26日までに、できますれば、事務局の方にご連絡をいただければと思っております。私に直接いただいても結構ですけれども、事務局の方にご連絡をいただければと思います。

では、そのようにお願いいたします。

以上で、本日の議題、一応予定されたことは終わりますが、それ以外に、委員の皆さん 方から、議題について、何かご発言ございますか。

土谷委員 私、運営委員会のときに、リバーミーティングだけではなくて、流域委員会のことも、市の広報で、いついつありますということを毎月出した方がいいと思いますと言って、出せるかどうか聞いておいていただきたいと言ったんですけれども、三田市の広報課に尋ねましたら、リバーミーティングのことは聞いたけれども、本委員会のことは要請がなかったと係の人がおっしゃっていたんですが、聞いてもらっていないんでしょうか。事務局の方、お願いします。

木本 流域委員会の開催について、正式に事務局の方から各市にまだ依頼はしておりません。理由は、日程的に原稿の締め切りの余裕がございますので、しておりません。リバ

ーミーティングは、次ございますから、それを目指してやっております。

8月23日の流域委員会の開催については、締め切りが間に合わない市さんもありますので、10月8日、第7回のものについてどうするか、決めていったらいいのではないかというふうに今考えております。

土谷委員 決めていくのは、どこで決めていくんですか。

木本 基本的には出す方向ということで、委員会もしくは運営委員会で、そういう方向であれば、我々の方から各市に依頼はしたいと思います。

土谷委員 運営委員会で決めるんじゃなくて、本委員会で決めたらどうなんでしょうか。これから、市の広報で、本委員会の開催日などを載せるとか、それだけではなくて、今までの議事録をホームページで見られますとか、意見があれば、メールなどで言えますとか、そういうことも入れて、毎月市の広報に載せていくことで、県民の方の認知度が上がっていくと思うんですけれども、どうでしょうか。

松本委員長 流域委員会の8月の第6回の開催までに間に合わなくても、第7回は、日程が決まっているんですよね。第8回も、きょう決めるんですよね。向こう3回分を常にストックを持っているんですから、3回分の日程をあわせて出していったらどうなんですか。載るのは、2回分になるんですかね。

木本 10月8日以降の予定については、各市の広報紙に調整した上で依頼はしていきたいと思います。

松本委員長 8月のは間に合わないから載せなかったではなくて、先づけ3回分私たちはストックを持っていますから、間に合わない分は載せられないけれども、間に合う分について、前回とダブる分があっても構わないから、毎回、武庫川流域委員会の開催のコーナーを各流域の市の広報にはつくっていただけるように要請をしていただいたらいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

では、その要請をしてください。

奥西委員 また、つけ足しですけれども、こういう問題は、県から指令を流して、各市町村が一斉に広報するという性質のものではないと思います。流域委員会なんかどうでもいいやと思っている自治体はないだろうと思いますが、ほかにたくさん問題を抱えているから、気持ちはわかるけれども、今回は載せられないということもないわけではないと思います。ですから、そういう各自治体の事情も尊重しつつ、流域委員会からのお願いとい

うことで、出されるのがいいと思います。

松本委員長 流域委員会としてお願いをしてほしいということと同時に、当委員会にも、各流域の市町からオブザーバーとしてご出席していただいていますので、各市町の担当者の方々も、それぞれのところで、ぜひご助力をお願いしたいというふうに、委員会としてもお願いしておきます。

伊藤委員 せっかく市町からご出席いただいておりますので、実際どういうPRをなさっているかお聞きしたいと思っています。お聞きしてよろしいですか。

松本委員長 きょうはもう時間がないから、後日の機会にしませんか。

伊藤委員 せっかくオブザーバーで来て、一言もしゃべられないというのは、かわいそうと言ったら、申しわけありませんけれども、市町も、一緒にこういうことをやるんだということを自覚していただく、自覚されていないとは言いませんけれども、少なくとも広報の面では重要な役割を担っていただかないといけないと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

松本委員長 意見書等にも、流域の各自治体に関する記述、意見が出ていますので、その辺、どう取り扱うかについても、運営委員会で、ちょっと案を絞って、議題の中にどのようにのせていくかというのを検討したいと思います。

以上で、議事は終わらせていただきます。

では、大変お待たせしました。時間は5時を回りましたけれども、傍聴者の方々から、 本日の会議を傍聴されてのご意見、ご発言をいただきたいと思います。

それから、冒頭に申し上げましたが、本日の委員会に向けていただきました意見書、提案書等につきましては、きょうの議論の中で既に同趣旨の議論がされている部分もありますけれども、運営委員会で取り扱い等を協議した上で、改めて取り扱いを決めたいと思います。

では、どうぞ。

山田 きょうは、皆さんの意見を聞かせていただきまして、私も非常に参考になりました。私は、リバーサイドの住宅に住んでおります山田と言います。この委員会について、確かに皆さんは、武庫川全般のことにおいて意見の交換等、もろもろあるかと思いますが、地域それぞれの端的な考えを持ちましたら、私の住んでおります地域は、毎年、何らかの水が来たときに、我々の命がないのと違うか、どこかに逃げなあかんの違うかと、それを皆さんもご存じやと思います。

私も、この流域委員に応募しました。応募した中で、私は、面接で申し上げましたのは、皆さん、一人の人間の命というものに対してどういうお考えをお持ちなのか、地域住民に対して安心感を生ます意見を述べておられるのか。といいますのは、私どもの地域を何と言われたと思います。初めての方には言います。ここは人間の住む土地ではないと。兵庫県の知事に対しても、陳情書を出しました。こういう発言があります、それに対して、私どもの地域を何とか対策を講じてくださいということで、毎年毎年お願いはしております。兵庫県の方も、頭を痛めながら、何とかしよう、何とかしようということで、ことし、パラペットの嵩上げ等やっていただきました。ただし、この流域委員会の意見がなければ、堤防の改修はできませんと、はっきり我々は聞いております。

そういうことのわかっておられる皆さんが、責任感がないというような発言があるということは、私らが聞いていましたら、非常に残念ですわ。皆さんの意見が流域の 150 万人の命を扱っておるということをもっと真剣に考えてほしいです。

こたびの6号の台風は、明石に上陸しました。このときは、私は、仕事で働いていました。大雨が来るんじゃないかと、1分たりとも、情報を聞き、家に電話をかけ、水はどうやねんと。何ら被害もなく、安心して、できたような状況で過ぎましたけれども、その影響で、新潟やら福井があれだけ死人が出ました。それを、運営はどうやとか、ほんまに真剣に対応されているんかということですよ。県の方は、皆さんにちゃんと宿題を与えていますやん。それを与えていることにおいて、何ら討議もせずに、我々は責任はないんだというような軽々しい発言をするというのは、もってのほかですわ。これは私、リバーサイド住宅の意見として言わせていただきます。

人間の住む土地でないというのであれば、我々の土地を何とかしてほしいんです。流域委員会が知事に対して意見具申するべきなんですよ。私は、怒りをずっと抑えていました。皆さんもご存じかと思いますけれども、流域委員会の前の準備会議に陳情書を出しております。何らかの対応を考えてください。それに対して、知事に対しておたくら、一言でも言うていただきましたか。何にもないですよ。我々の地域を悪い地域や、悪い地域やと宣伝して、私どもの土地、今不動産業界、どこの人間も取り扱いはしません。どれだけ歯抜けの住宅になったか。皆さんの意見の中で、逃げた住民をご存じですか。それをわからずして、運営がどうやとかいうんじゃなしに、命の大事さというものをもっと考えてほしいんですよ。

私、リバーサイド住宅の山田として意見を言わせていただきました。ありがとうござい

ました。

太田 リバーサイドの太田と申します。

きょう、私、初めて出席しまして、いろいろの議論を聞きまして、ダムをつくる、自然を破壊する、そういうものは第2の次やと思うんですよ。第1は人命、特にリバーサイドというところは、おたくらもご承知、県の役人もご承知、これはもうわかっていることですわ。それを先に解決してもらいたいんですよ。リバーサイドというところは、地形的にも最悪なところなんですよ。皆さんもごらんになったと思いますけれども。

この間、3月ごろやったかな、県と市と懇談会というものをしました。だけど、その中では、役所的な言葉で、もう逃げるような格好ですわな。責任は自分にはかからないような発言。だから、こういう場所で、おたくらのこういう委員会を設置した以上は、私が言いたいのは、ダム、自然破壊、そんなのは第2の次ですよ。我々住民、あす、あさって、新潟のああいう状況を見たら、特にまた、今うちの同僚の山田が言いましたけれども、リバーサイドというところは、若者がいなくて、若者自体も逃げていっているんだよ、もうこんなところに住むのは嫌やと言うて。お年寄りばっかりですよ。仮に、この間のような大きな災害が来ましたら、どこへ逃げるんですか。逃げているときに、もう水が来まっせ。人命ということを先に考えてください。ひとつお願いします。

前川 きょう、パワーポイントと言うんでしょうか、2面のスクリーンが設置されているにもかかわらず、余り利用されなかったんですけれども、この設備については、当然費用が支払われていると思われます。この資料は全部ディスクに入っていると思われるので、委員さんなり県さんなりの説明があったときには、それをちゃんと画面に映し出してほしいと思いました。

私たちには机が与えられていないので、資料を広げるだけでも大変やし、読みにくいし、 いろんなことがございます。これらも全部今日の総費用の中に含まれていることを思いま すと、せっかくの機材が十分に利用されていないことを甚だ残念に思います。事務局の方、 今後は、設置したからには十二分に活用してください。

以上、お願いです。

松本委員長 ありがとうございました。

それでは、これでご意見を伺うのを終わらせていただきます。

今の運営に関して、プロジェクターは、きょうは、前段の議論の事情とか、時間の配分があって、十分使うことができなかったかもわかりません。基本的には、できるだけ用意

した設備は活用して、わかりやすい運営を心がけていきたいと思います。

リバーサイドの方のご意見は、きょうの議論でもありましたように、今後、個別の地域、地域の状況を具体的に押さえながら、武庫川の総合的な対策を立てていくということが本委員会の任務であります。とはいえ、当面する問題というのも、場合によっては必要かと思います。それは、その都度、また委員会でも取り上げていきたい。残念ながら、きょうの段階で、やっとこれからどういう形で本格的な本論に入るかという道筋ができたばかりでありまして、これまでの議論について、傍聴者の方々が隔靴掻痒の思いをされたことについては、十分お察しします。ただ、委員会がどのような運営をしていくかという、これまでにない形での方針で臨んでおりますので、そこはご容赦いただきたいと思います。

では、これにて終わりますが、次回の日程について、事務局から報告、確認してください。

黒田 それでは、今後の流域委員会の開催スケジュールについてご説明申し上げます。

次回、第6回の流域委員会につきましては、8月23日、月曜日、午後1時半から、宝塚市のアピアホールで開催いたします。

第7回の流域委員会につきましては、10月8日、金曜日、1時半から、開催を予定して おります。場所は、尼崎の中小企業センターでございます。

第8回の流域委員会につきましては、11月12日、金曜日、午後1時半からということで、一応予定しております。

以上で、ご報告を終わります。

松本委員長 新たに第8回の流域委員会、11月12日、金曜日ということで、委員の皆さん方の日程調整の上、そのように確定しましたことをご確認願います。

議事骨子はできましたか。

前田 それでは、本日の第5回武庫川流域委員会議事骨子についての確認をさせていただきます。

平成 16 年 7 月 24 日

第5回武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長、伊藤委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会の報告

松本委員長から、7月5日に開催された第3回運営委員会の協議状況について、報告が

あった。

3 武庫川の現状と課題

各委員から、意見書の概略説明と武庫川の現状と課題についての意見があった。 今回の委員の意見の中で、資料の請求については、次の取扱いとする。

- ・河川管理者からの回答は、委員会に対して行う。
- ・河川管理者は、質問、資料請求について、内容の不明な点は委員に確認の上、「現時点での回答を出すもの」、「今後、個別の協議時期に提出するもの」等の振り分けをし、各委員と個別に協議をする。
 - ・河川管理者は、委員との協議結果を次回の流域委員会に報告する。

4 今後の進め方

今後の進め方について、河川管理者が資料を説明し、各委員と質疑応答を行った。

基本的な枠組みは、総合的な治水の観点から、地域の現状や課題を踏まえ、幅広く議論を進める。また、具体的な議論は、治水から始める。

5 その他

第1回リバーミーティングは、9月4日(土)午後1時30分から開催する。

委員会ニュース、リーフレットの作成を担当する広報担当委員を流域委員会の委員より選任する。第1号のニュースレターは、運営委員が担当することとし、早急に作成する。

流域委員会の開催案内について、市の広報紙に掲載を要請する。

6 今後の流域委員会の日程

第6回8月23日(月)午後

第7回10月8日(金)午後

以上に加え、

第8回11月12日(金)午後の開催予定を追加した。

以上のようにまとめました。

松本委員長 以上、本日の項目みたいなものですが、とりわけ今後の進め方については、 骨子として、確認事項を記載しております。これについて、ご意見ございますか - - 。

特に異議がないようですので、これを確認して、本日の議事は、これにて終了いたします。20 分ほど時間をオーバーしましたが、ありがとうございました。先ほど申し上げましたように、次回から本格的な議論に入っていくということになります。これからのいい成果を得るために、今後ともよろしくお願いいたします。

傍聴の皆様、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

黒田 それでは、これをもちまして閉会させていただきます。長時間のご審議、どうも ご苦労さまでした。ありがとうございました。